

一、集義塾といふのは、薩摩より上京してゐる兵士の教育をする士官學校で、初め麴町區の永田町に設けられた。今の獨逸大使館のあたりであつたといふことである。
 またその設立は明治六年四月頃であるといふ。

二、維新の勳功に對する賞典祿を受くるに忍びず、これを校費として戦死者の遺志を繼ぐ者を教育するといふのである。西郷の二千石、大久保の千八百石、吉井幸輔の一千石、伊地知正治の一千石、大山綱良の八百石、黒田清綱の七百石、桐野利秋の二百石などが加へられてゐた。後この塾は鹿兒島に移されて、賞典學校即ち幼年學校となつた。

(一) 椎原與右衛門宛

明治六年六月二十九日

(東京より鹿兒島へ)

尊翰難有拜誦仕候。先以御機嫌能^レ被^レ遊^ニ御座^ニ恐悅の御儀奉^レ存候。南島御廻勤も首尾能^レ被^レ爲^レ濟、殊難海御安靜の段、是亦恐悅至極奉^レ存候、御土産の品々難^レ有御禮申上候。隨て私事無^ニ異儀^ニ消光罷在申候間、乍^レ憚左様御放念可^レ被^ニ成^ニ下^ニ候。河

村氏おはるどの並鐵太郎殿、至極元氣にて、著涯、私方來訪有^レ之候處、鐵太郎殿には餘程の愛付にて是非不^レ歸との事にて、おはるどのには大心配、西郷どんのはんさんに成るとの事にて、乍^レ漸御列歸にて御座候。其後私にも御見舞申上候處、鐵太郎殿には留守にて得逢取不^レ申候得共、皆々御元氣の事に御座候間、御懸念被^レ成間敷候。

扱御辭表の儀被^ニ仰^ニ下^ニ候間、早速相認大山格殿え委細書面を以申遣候處、餘程不審の様子に御座候間、又々押返し書狀差遣し候へば、翌朝私宅え可^レ參との事にて逢取申候處、格州方え御遣の御狀には決して色地も無^レ之、私の作意を以格州杯え爲^レ引候賦に疑惑被^レ致候間、決して右様の譯にては無^レ之、御案内通與右衛門儀は、當時の振合には向兼候故、始終引入候事計申居候譯にて、不平杯懷き候譯合更に無^レ之、只我身を恥開化の娑婆には逆も向違と自身申居候仕合にて、何卒いたし引留度賦にて我々共には度々申込候得共、決して動き不^レ申候故、無^レ據右次第にて候旨、御書添の書面爲^レ見申候處、夫にて安心いたし、然らば御辭表は差出候様可^レ致との事にて受取に相成申候。此格州の振舞實に驚入候仕合、錢の金のと申事計、全の商人肌合

に成、切り居られ、是にて向の人の機嫌に叶ふ様にてもなし。彼にても(二)不明にいたし、只自分面計を能いたし候輕薄なものに陥候故、皆々人望を失し、當時は盜犬の如くひろく致し居られ候體、見苦敷次第に御座候。ケ様な人と共に事を談じ候儀は出來申間敷、此度の御辭表は御尤千萬の事と奉存候。又も御奉職相成共、此度は御辭職相成候儀御當然の事と奉存候。兵隊中にても近來は餘程望を掛、兵部卿に御選舉相成候へかすと申位に御座候處、此度は頓と人望絶果、誰も望を掛候者無之様罷成申候。此一事を以も御推察可被下候。我は胸中灑々落落體の者なれば決して人を恐れ候儀は無之候得共、濁水を飲み候は清水は忘れ候儀、世の中當然と明め居申候。何の恐る事も無之氣違ふ事も無御座候間、御安心可被成下候。將又五月初より又々持病相起、幾度繰返し灸治いたし候得共、一向其驗も不_レ相見候間、もふは不治の症と明め居候處、不_レ圖も當月六日、主上より侍醫並獨逸醫ホフマンと申者御遣に相成候付、療治いたし吳候處、肩並胸杯の痛も少く相成、漸々快方に向候次第に御座候。療醫の見込も、膏氣増出いたし血路を塞、順環不_レ致候故、痛所も出來、若、脈路を塞ぎ、脈路破候節は、即ち中

風と申ものに候由、いまだ器械は不_レ相損候故、療治の不_レ出來一段には至不_レ申候得共、餘程臟腑も迷惑いたし居候付、都て膏氣を拔取不_レ申候ては不_レ相濟この事にて、瀉藥を用ひ、一日五六度づもくだし候事に候。少しも倦の覺無之、日々心持宜敷相成申候。最早廿日餘にも相成候得共、些も勞れ不_レ申、朝暮は是非散歩いたし候様承り候得共、小網町にては始終相調不_レ申候處、青山の極田舎に信吾の屋敷御座候間、其宅を借養生中に御座候間、朝暮は駒場野は纔四五町も有之候故、兎狩いたし候處、勝たる散歩に相叶、洋醫も大に悦び、雨降には劍術をいたし候か又は角力を取候か、何か右等の力事を致し候様申聞候得共、是は相調不_レ申段相答候へば、獨逸杯は劍術を不_レ致者は決て無之、人の健康を助け候もの故、彼國にては醫師中より相起り、劍術を初め候段申事に御座候。獨逸の強國たる様、想像被_レ致申候。夫故雨中も當社にても、其中にて散歩いたし候様承申候間、勤て醫師の申如く相勤申候。食は麥飯を少々づ、其外鷄等格別膏なきものを食用にいたし、成丈米杯は勿論五穀を不_レ食様との事に御座候。肉は却て膏には不_レ相成候由、穀物が第一膏のみに相成候趣に御座候。今より二ヶ月も相立候得ば、必病氣を除き可_レ

申と、口を極て申居候。此度は決して全快仕可^レ申候間、御安心可^レ被^ニ成下^一候。此旨荒々病氣の形行も申上置候。恐々謹言。

六月廿九日詔

西郷吉之助

椎原與右衛門様

一、隆盛の母方の叔父である。
二、椎原はそのころ鹿兒島縣廳に奉職し、昨年來、久しく同縣管轄の島々を巡回して鹿兒島に歸り、東京へ土産物など送つて來たので、この書の初めにその禮を述べたのである。
三、河村氏は川村純義。おはるは川村の夫人で、椎原の女。鐵太郎は川村の長子で、現在の伯爵である。この人たちが上京して來たのである。

四、愛付は「なづき」

五、ほんさんは「ほつちやん」

六、與右衛門の辭表を、當時上京中の鹿兒島縣令大山格之助（綱良）へ取りついで頼末を報じたのである。

七、格之助のこと、州は尊稱。

八、格之助の態度を批難したのである。彼は島津久光と西郷隆盛一派との間に立つて、いろいろ苦心したのであるが、西郷から見れば、不満の點が多かつたのである。後、格之助は全く隆盛の味方となり、陰に陽に大いなる力となつた。西南の役、縣令の職に在りながら西郷を助けたので、死刑になつた。

(一) 山莊幽居

溪水鮮澄避^ニ世^一諱^ハ、窓前窓後不^レ看^レ家。
密樹清蔭却^テ勝^ル花。閑暇幽居最^モ相^シ適^ス、連山翠色偏^ニ宜^シ夏^ニ。
斯般游味無^ニ人^一識^ハ、且暮涼風分外^ニ嘉^シ。名魂利魄又何^ゾ加^ハ。

(一) 溪水鮮澄世諱を避く、窓前窓後家を看ず。連山の翠色偏に夏に宜し、密樹清蔭却つて花に勝る。閑暇幽居最も相適す、名魂利魄又何ぞ加はらん。斯般の游味人の識るなし、且暮の涼風分外に嘉し。

一、これは明治六年の夏、今の澁谷區金王町のあたりにあつた弟從道の別莊で、病を養つてゐた

頃の作であらう。前の手紙の後半参照。

- 二、谷水が清く澄み、その流れの音が靜かに聞えるばかりで、世の中の騒ぎから遠く離れてゐる。
- 三、このあたりには、前にも後にも人家がない。
- 四、見渡すかぎり連山の緑が色濃くなつて、いかにも夏の美しさを現はしてゐる。
- 五、その生ひ繁つた樹木の青々とした清い色は、却つて春の花よりも勝つてゐる。
- 六、しづかに暮すには最適の場所である。
- 七、こんな所にあると、世の中の功名利慾の心は少しも起つて來ない。
- 八、しかるにこのやうな清い楽しみを知る人は少い。(みんな名利のために囚はれてゐるので)
- 九、朝夕の涼風はまた特別に快い。

板垣退助宛

明治六年七月二十九日(東京にて)

先日は遠方迄御來訪被_レ成下_一厚御禮申上候。扱朝鮮の一條、副島氏も歸着相成候て、御決議相成候哉。若_レいまだ御評議無_レ之候は、何日には押_レて參朝可_レ致旨御達相成候は、病を侵_レ罷出候様可_レ仕候間、御含被_レ下度奉_レ願候。彌御評決相成候は、

兵隊を先に御遣し相成候儀は、如何に御座候哉。兵隊を御繰込相成候は、必彼方よりは引揚候様申立候には相違無_レ之、其節は此方より不_レ引取_一旨答候は、此より兵端を聞き候はん。左候は、初よりの御趣意とは大に相變じ、戰を醸成候場に相當り可_レ申哉と愚考仕候間、斷然使節を先に被_レ差立_一候方御宜敷は有_レ之間敷哉。左候得ば決て彼より暴擧の事は差見_レ得候に付、可_レ討の名も慥に相立候事と奉_レ存候。兵隊を先に繰込候譯に相成候は、權太の如きは、最早魯より兵隊を以保護を備、度々暴擧も有_レ之候事故、朝鮮よりは先に保護の兵を御繰込可_レ相成_一と相考申候間、旁往_レ先の處故障出來候はん。夫よりは公然と使節を被_レ差向_一候は、暴殺は可_レ致儀と被_レ相察_一候に付、何卒私_レを御遣被_レ下候處、伏して奉_レ願候。副島君の如き立派の使節は出來不_レ申候得共、死する位の事は相調可_レ申かと奉_レ存候間、宜敷奉_レ希候。此旨乍_レ略儀_一以_レ書中_一奉_レ得_レ御意_一候。頓首。

七月二十九日

追啓、御評議の節、御呼立被_レ下候節は、何卒前日に御達し被_レ下度、瀉藥を相用候へば、決して他出相調申候間、是又御含置可_レ被_レ下候。

要詞

- 一、参議であつた。板垣は朝鮮問題に關して直ちに出兵して強硬談判に及ぶべしといふのであつたが、これらに對して、隆盛は先づ使節を派して談判し、韓國政府が反省しなければ、斷然出兵すべしといふのである。
- 二、澁谷金王町の從道の別莊である。そこで病氣靜養中であつたのを、板垣が見舞つたのである。
- 三、外務卿副島種臣は、帝國全權として臺灣の生蕃問題で清國に派遣され、最近歸朝することになつてゐたから、彼の着京次第、朝鮮問題を決しようといふことになつてゐた。副島は七月二十六日歸京したので、隆盛はもう閣議は開いたか、まだならば早く開くやうにと板垣に通じたのである。
- 四、「差し見え」は「分りきつてゐる」との意。即ち、日本から談判の使節を出すと、きつと暴學(殺害)するだらうといふのである。
- 五、決死の使節を熱望してゐる。

六、下劑を用ひさへすれば、外出しても差支ないから、閣議のある時は、その前日にお知らせ願ひたいとの意。

板垣退助宛

明治六年八月三日(東京にて)

先朝參樓仕候處、色々御高話拜承仕、厚御禮申上候。扱其折大臣公え參殿可仕旨申上置候得共、數十度の瀉し方にて、甚以疲勞致候付、別紙の通相認、今日差出置候間、定めて御覽可被成下候得共、卒度寫取候て差上置候に付、何卒此上の處、左右恐入候得共、御盡力被成下度奉希候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

八月三日

西郷拜

板垣様

要詞

- 一、先日の朝、板垣を訪問して遺韓大使のことを頼む。

二、その際、三條太政大臣をも訪ねて、この事を頼むやう申上げておいたが、病氣がひどくて外出できないので、別紙のやうな手紙を三條に出したから、この上とも御盡力ねがふといふのである。

三、ひどい下痢である。脂肪過多の肥満病なる故、ドイツ醫者が、下劑を用ひてゐるのである。かうした病中にあつて、なほ外交の衝に自ら挺身せんとするのである。

三條實美宛

明治六年八月三日（東京にて）

近來副島氏歸

朝相成、談判の次第細大御分り相成候由、就ては臺灣の一條も速に御處分相成度事柄と奉_レ存候。世上にても紛紜の議論有_レ之、私にも數人の論を受候次第に御座候處、畢竟名分條理を正し候儀は、討幕の根元、御一新の基に候へば、只今に至り、右等の筋を不_レ被_三相正_二候ては、全物好の討幕に相當り可_レ申_レ杯との説を以責付參り候者も有_レ之候故、閉口の外無_レ他仕合に御座候。いづれ共副島氏不_三罷歸_二候ては、

御處分難_三相立_二との儀を以、兎角會釋置候得共、今日に至候ては、休暇の譯を以御決定不_三相成_二との言_{いひ}遊_りは逆も出來不_レ申、幾度も世人の難論を受候儀に御座候へば、甚困難の次第に御座候間、急速御處分被_三相定_二度事に御座候。左候へば如何程責を蒙候共、一言の申譯不_レ致共、自ら安心の場有_レ之候故、少しも困窮不_レ致候得共、何も無_レ之處を責掛られ候ては、獨_{ひとり}心に耻_は、辛苦の事に御座候。勿論使節歸朝後數日を経候共、爲_レ何御處分不_三相定_二候ては、實に御不體裁を極候間、速に御評決相成度儀と奉_レ存候。

一、朝鮮の一條御一新涯より御手を被_レ付、最早五六年も相立候はん。然處、最初、親睦を求められ候儀にては有_レ之間敷、定て御方略爲_レ有_レ之事と奉_レ存候。今日彼が驕誇侮慢の時に至り、始を變じ、因循の論に涉り候ては、天下の嘲を蒙り、誰あつてか、

國家を隆興する事を得んや。只今私共事を好み猥りに主張する論にては決して無_レ之、是迄の行懸りにて如此場合に行當り候故、最初の御趣意不_レ被_レ爲_レ貫候ては、後世迄の汚辱に御座候間、斯に至り一涯人事の限り被_レ爲_レ盡候處に御座候間、斷然使節

被_二召立、彼の曲、分明に公普すべき時に御座候。是迄御辛抱被_レ爲_レ在候も、是非此日を被_二相待候事と奉_レ存候付、誠に奉_二恐入候へ共、何卒私を被_二差遣被_レ下度、決して御國辱を醸出し候儀は萬々無_レ之候付、至急御評決被_二成下度儀と奉_レ存候。左候へば寸分なり共

御鴻恩を可_レ奉_レ報事にて、無_二此上難有仕合に御座候間、速に御許可被_二成下候様奉_二伏願候。

右の趣參

殿の上、言上可_レ仕儀に御座候處、近比激劑を用ひ、甚及_二疲勞候付、不_レ願_二恐懼書面を以呈上仕候付、何卒御採用被_二成下度奉_レ願候。誠惶謹言。

八月三日

西郷隆盛

一、太政大臣に、早く閣議を開いて、自分を遣韓大使に決定するやうにと頼んだのである。この書状は、本物の寫しであるから、宛名を書かなかつたのである。

一七、維新後に於ける朝鮮との交渉は、本書二〇七頁参照。

(二) 板垣退助宛

明治六年八月十四日(東京にて)

昨日建言いたし置候朝鮮使節の儀、何卒此上の處偏に御盡力被_二成下度奉_レ祈候。又々罷出候て暴論を吐不_レ申候ては、不_二相濟と思召も御座候はゞ、卒度御知らせ被_二成下度、早速罷出候様可_レ仕候。就ては少弟被_二差出候儀、先生の處にて御猶豫被_二成下候ては、又々遷延可_レ仕候付、何卒振切て御差遣被_レ下處御口出し被_二成下度、是非此處を以_テ戰に持込不_レ申候ては、迎も出來候丈けに無_二御座候付、此温順の論を以_テはめ込候へば、必可_レ戰機會を引起し可_レ申候付、只此一舉に先立、死なせ候ては不便_ト、若哉姑息の心を御起し被_レ下候ては、何も相叶不_レ申候間、只前後の差別あるのみに御座候間、是迄の御厚情を以、御盡力被_二成下候へば、死後迄の御厚意難_レ有事に御座候間、偏奉_レ願候。最早八分通は參掛居候付、今少の處に御座候故、何卒奉_レ希候。此旨乍_ニ略儀_一以_二書中_一御願旁奉_レ得_二御意候。頓首。

八月十四日

西郷 拜

板垣様

一、遣韓大使のことについて、重ねて板垣の助力を請うた手紙である。
二、八分通りは成功してゐるといふのである。副島は歸朝して遣韓大使のことを聞き、自らその任に當る考であつた。また三條太政大臣も、副島が外務卿であるから、當然の責任者として適任だと思つた。そして、西郷の如き重臣を朝鮮で殺害せられては、國家の大損害だと考へた。しかるに西郷は、一夜、病を押して副島を訪問し、肝膽を披いて、大使の大任を自分に委されんことを懇請したので、副島もその至誠に感じて同意した。

板垣退助宛

明治六年八月十七日(東京にて)

昨日は遠方迄方々御來臨被_レ成下_レ御厚志深御禮申上候。扱昨夕は參殿仕候て縷々言上いたし候處、先生方御療治能行届候御様子にて、先日於_レ正院_一申立候砌とは餘程相替居候付、只使節の御歸り迄御待被_レ成と申儀何分安心いたし兼、此節は戰を直様相始め候譯にては決して無_レ之、戰は二段に相成居申候。只今の行掛りにても、公

法上より押詰候へば、可_レ討の道理は可_レ有_レ之事に候へ共、是は全言譯の有_レ之迄にて、天下の人は更に存知無_レ之候へば、今日に至り候ては、全戰の意を不_レ持候て、隣交を薄する儀を責、且是迄の不遜を相正し、往先隣交を厚_レする厚意を被_レ示候賦を以、使節被_レ差向_一候へば、必彼が輕蔑の振舞相顯候のみならず、使節を暴殺に及候儀は、決して相違無_レ之事候間、其節は天下の人、皆擧て可_レ討の罪を知り可_レ申候間、是非此處迄に不_レ持_レ參_一候ては不_レ相濟_一場合に候段、内亂を冀ふ心を外に移して國を興すの遠略は勿論、舊政府の機會を失し、無事を計て、終に天下を失ふ所以の確證を取て論じ候處、能々腹に入候間、然らば使節を被_レ差立_一候儀は、先度花房被_レ差遣_一候同様の譯に御座候間、今日に被_レ相決_一候ては如何に御座候哉御迫り申上候處、至極尤に被_レ思食_一候間、今日は參議中え御談の上、何分返答可_レ致旨承知仕候付、何卒今日御出仕被_レ成下_一候て、少弟被_レ差遣_一候處御決し被_レ下度、左候へば彌戰に持込可_レ申候付、此末の處は、先生に御譲り可_レ申候間、夫迄の手順は御任し被_レ下度奉_レ合掌_一候。若哉使節を被_レ差立_一候儀不_レ宜と思食候はば、其段拜聽仕度、被_レ差立_一候儀至當に思食候はば、大使の御歸りを御待被_レ成候共、是非手順は御立不_レ

被_レ下候ては、不_ニ相濟_一候付、早速外務卿へ御達し相成、彼方え被_ニ差遣_一候文案の草稿御取調被_ニ仰付_一、御歸迄には右様の儀御手揃相成候様無_ニ御座_一候ては、御待被_レ成候御趣意更に不_ニ相分_一候付、其邊の處判然と御處分被_ニ成下_一安心の出來候様被_ニ成下_一度と押し付置候間、此上は先生方御決定の議論相立候は、決して被_ニ相行_一可_レ申儀と相樂居申候間、何卒宜敷様御願申上候。此旨自由の働恐入候得共、以_ニ書中_一奉_レ希候。頓首。

八月十七日

西郷 拜

板垣 様

一、八月十六日の夜、西郷は三條實美を訪ねて、遣韓大使決定の閣議を開くことを促したところ、三條もいよく決心して、十七日開くことになった。それで、十七日の朝、この手紙を送つて、板垣に今日の閣議をよろしく頼んだのである。

二、隆盛のところへ、有志の人々が集つたのである。その中に板垣もゐた。多分、隆盛を大使として朝鮮に派遣することを皆々賛成したのであらう。

三、その夕方、三條邸に行つたのである。

四、板垣等の説得がだいぶん腹に入つたと見え、先日、内閣で話し出した時とは、態度がよほど變つてゐた。

五、遣外使節岩倉具視は、九月十三日歸朝の豫定。

六、戦争の覺悟はしてゐるものの、第一の希望は交渉談判によつて、平和に解決することであつた。

七、明治五年八月、花房義質はなむらたよしむねを朝鮮に遣はし軍艦春日、有功及び熊本鎮臺兵を護衛として付し、國交を促進せしめんとした。しかし、これもそれ以前の數度の交渉と同じく無効に終つた。

八、その頃の參議は、大隈重信、後藤象二郎、江藤新平、大木喬任、板垣退助、西郷隆盛であつた。

九、板垣は開戰論者だつたから。

(一) 板垣退助宛

明治六年八月十九日(東京にて)

昨日は參上仕候處、御他出にて御禮も不_ニ申上_一、實に先生の御蔭を以_テ快然たる心持始て生じ申候。病氣も頓に平癒、條公の御殿より先生の御宅迄飛で參り候仕合、足も

軽く覺申候。もうは横棒ヨコぼうの憂も有之の間敷、生涯の愉快此事に御座候。用事も相濟候故、又々青山(三)え潜居仕候。此旨乍ニ略儀ニ以書中ニ御禮のみ如レ此御座候。頓首。

八月十九日

西、郷 拜

板垣様

一、八月十七日の閣議で、各參議はいづれも西郷を遣韓大使とすることに賛成し、その公式發表は岩倉大使の歸朝後によることに決した。

そのころ明治天皇は箱根に行幸あそばされてゐたから、三條太政大臣は直ちに行在所に伺候し、閣議の結果を奏上して御裁下を仰いだ。主上はこれを御嘉納になり、なほ岩倉の歸朝後、熟議して奏上せよと仰出された。十八日、三條は東京に歸り、直ちに西郷を招いて聖旨を傳へた。

二、隆盛は聖旨を拜して歡びにたへず、歸途直ちに板垣の宅に寄つて、その盡力を謝するつもりで行つたが、板垣が留守中であつたから、翌朝、改めて、この手紙を送つたのである。「病氣も頓に平癒」生涯の愉快此事に御座候」といふあたり、その日の面目躍如としてゐる。

三、「青山」は今の金王町、電車通りに添うて、青山學院の境から官益坂上の交番までの左側約二萬坪ぐらゐる。弟從道の屋敷で、隆盛はそこに靜養に來たのである。

蒙使朝鮮國之命

酷吏去來秋氣清、
鷄林城畔逐涼行。
應擬眞卿身後名、
欲告不言遺子訓、
胡天紅葉凋零日、
遙拜雲房霜劍橫。

須比蘇武歲寒操、
雖離難忘舊朋盟。

一、明治六年八月十七日の閣議で、隆盛を遣韓大使として朝鮮へ談判に遣はすことを決議した。

その時、明治天皇は箱根へ行幸中であらせられたから、即日、三條實美は箱根に伺候して奏上し、勅許があつた。しかし、重大な外交であるから、岩倉が歸朝してから、更に熟議して行くやうにといふ御沙汰であつた。翌日、三條は歸京すると、直ちに西郷を招致して、遣韓の内命を傳へたので、西郷はそれを非常に喜んだ。この詩は、その頃できたもので、すでに朝鮮へ渡

つた氣持で詠じてゐる。

二、酷暑がだん／＼去つて、だいぶん秋らしくなつた。

三、朝鮮（鷄林）城外の涼風に吹かれながら逍遙する。

四、しづかに考へると、この大命を拜したからには、漢の蘇武が匈奴の地に赴き、非常に辱待せられて、極北の野に雪と飢に苦しめられながら、十九年の氣節を守つて、遂に歸國することを得た、あの忠烈に劣つてはならない。

五、また、唐の顏真卿は、李希烈が反して汝州を陥れた時、勅を奉じて行つて之を諭したが、却て捕へられて遂に殺されたが、その名は長く青史に残つてゐる。あの義烈に擬はねばならぬ。

六、自分は決死の覺悟で使節の大命を拜してゐるので、心では子供たちに遺言したいと思つたが告げずに來てしまつた。しかし自分の精神は必ず通ずるであらう。（その時菊次郎は米國に、その他は鹿兒島にゐたので、逢はずに別れるつもりであつた。）

七、こんなに遠く離れてゐても、忘れられないのは古くからの友だちとの交りである。かうしていろ／＼なことが思ひ出される。

八、朝鮮の秋も深くなつて、異國の空（胡天）に紅葉が散る日、はるかに東に向つて宮城（雲房）を拜すると、堂々たる近衛兵が霜の如く劍を抜き連ねて並んでゐる様が眼に浮ぶ。

板垣退助宛

明治六年八月二十三日（東京にて）

先日は態と潜居迄御來訪被_レ成下_二御教示の趣、深奉_ニ感佩_一候_{（三）}。死を見る事は歸する如く、決しておしみ不_レ申候得共、過激に出て、死を急ぎ候儀は不_レ致候間、此儀は御安堵被_レ成下_二度奉_レ希候。乍_レ然無理に死を促候との説は、跡以_テ必ず起り可_レ申、畢竟其邊を以_テ戰を逃候策を廻し候儀、必定の事と奉_レ存候付、先生は御動き被_レ下間敷、今日より御願申上置候。扱少弟此節の病氣に付、

主上より御沙汰を以、醫師え被_レ命治養仕候間、醫師の命する通りいたし來候處、最早治養所にては無_レ之候得共、難_レ有御沙汰を以加養いたし候付ては、死する前日迄は治養決して不_レ怠と申居候位に御座候間、死を六ヶ敷思ふものは狂死でなくては出来不_レ申候故、皆々左様のものかと相考可_レ申候得共、夫等の儀は兼て落着いたし居候間、申上候も餘計の事とは奉_レ存候得共、先生の御厚志忘却難_レ致、御安心迄に卒度申上置候。此旨御厚禮旁以_ニ寸楮_一奉_レ得_ニ尊意_一候。謹白。

八月二十三日

西郷拜

板垣様

拜呈

一、板垣がわざわざ青山の邸を訪ねたその禮狀である。板垣は最初の自説を撤回して西郷の意見に賛成し、極力閣議の通過をはかつたのであつたから、今、西郷の宿志の達せられたのは、彼にとつても大きな喜びであつたことであらう。西郷を訪ねて、その喜びを共にしたのである。

二、その時、西郷の決意が必死にあるのを見て、たゞ死ばかりが能でないことを懇々と論じたい。それに對する西郷の意向がくりかへして述べてある。

三、椎原與右衛門宛の手紙（明治六年六月二十九日）参照。

黒田清隆宛

明治六年九月十一日（東京にて）

一二日は不能^(一)鳳眉^(二)候處、彌以御壯剛奉^(三)恐賀^(四)候。陳^(五)ば御建白の一條如何の模様
に御座候哉、昨日は條公より御建白書を御廻相成爲^(六)何御趣意も不^(七)相分、大隈、後

藤え相廻候様との趣のみにて御評議に相成候程合も無^(八)覺束、今に漸^(九)御廻達相成位
に御座候へば、逆も護兵の處迄にも參兼候はん。此方え十分相はまり候ても詮立候
事に御座候はゞ、書面御廻し相成候故、飛出候て可^(十)宜儀に御座候得共、朝鮮の處
迄も崩れ候ては、頓^(十一)と藏がめあがり可^(十二)申と狐疑いたし居申候。若哉^(十三)朝鮮をこはが
りて、よけに論を起し候との疑惑も起り候はんと案じ居申候。此御評議は小田原に
も參兼可^(十四)申と相考居申候。是迄の遅々何と可^(十五)申哉、纔の冊紙を數日一人の手に留
候位、推可^(十六)被^(十七)察事に御座候。此旨卒度爲^(十八)御知^(十九)如^(二十)此御座候。頓首。

九月十一日

西郷拜

黒田様

要詞

一、黒田はそのころ開拓使次官であつた。この年二月に、樺太母子泊にて魯人が邦人の漁番屋に
放火し暴行した。そこで當時樺太駐劄開拓監事の堀基から、人民保護のため、相當の出兵あら
んことを黒田に請求して來た。黒田は出兵は容易でないが、巡查を派遣するから、忍耐して時
を待てといふ意味の返事を出した。

しかるにこの頃になつて、出兵の建白書を三條に提出して、閣議にて決せられんことを請ひ、またその趣を西郷に知らせ、閣議に於ける應援を依頼したのである。本書はそれに対する返事である。

二、樺太出兵の建白書は九月二日に提出された。

三、その建白書が十日にやつと三條から西郷の手許に届いたが、それには何の意見も附けてなく、たゞ大隈、後藤へ廻すやうにといふだけで、いつ閣議を開くかそれさへも分らぬ。

四、護民出兵までにはなるまい。

五、樺太の方へ十分奮發して（相はまり）も詮が立つ（道理が立つ）ことならば、既に建白書もお廻しなされたことであるから、飛出して行つても宜しいが。

六、朝鮮使節の一件まで破れるやうでは、全く萬事休することになるから躊躇してゐる。「蔵がめあがり」は「蔵が舞ひ上がり」の薩摩音。「土臺が飛ぶ」といふ語と同意で、即ち、自家の大切なものが全然なくなるといふ意味である。

七、朝鮮に行くことを恐れて、それを避けるために（よけに）樺太問題を起したのではないかとの疑を受けてはならぬと、案じてゐる。

八、小田原評議といふところまでにも行かずに、即ち會議にかゝらないで流れてしまふのではな

いかと考へてゐる。

別府晋介宛

明治六年九月十二日（東京にて）

昨日は御書面被_レ成下_二忝拜誦仕候。陳ば御願申上置候短銃御探付被_レ下候由、別て難_レ有御禮申上候。誠(三)に十分の箇にて無_二此上_一事に御座候。就ては、代料の處何程にて御座候哉、卒度爲_二御知_一被_レ下度奉_二合掌_一候。乍_二末筆_一少々御風邪の由、折角御加養奉_レ祈候。(三)今日は大使も歸着の賦に御座候由、私にも(四)當所は引拂ひ、小網町え罷歸賦御座候得共、此雨冷にて明日に相延置申候。先日(五)は北村參候て是非列行吳候様承候付、いまだ發標に不_二相成_一候故、其節に至候はば、都合いたし可_レ申旨返答いたし置申候。(六)土州人も一人は死なせ置候はゞ跡が可_レ宜と相考居申候。此節は第一憤發の種蒔に御座候故、大に跡の爲に相成候はんと相考居申候。如何に被_二思食_一候哉。貴兄の御考も承_レ度相考居申候。可_レ宜御見込候はゞ、其方に直様振向可_レ申、何分御返事奉_レ待候。此旨乍_二略儀_一以_二書中_一奉_レ得_二御意_一候。頓首。

九月十二日

追啓上、是非廿日迄には出帆の賦に御座候間、其邊は十分相働可_レ申候付、折角御養生可_レ被_レ成_二御座_一候。出立前に風邪共御煩ひにては、少しは娑婆が名残有_レ相見得申候。呵々大笑。

西郷 拜

別 府 様

要 詞

- 一、別府は陸軍少佐であつた。南洲は彼に頼んで朝鮮渡航のため短銃を探してもらつたのである。
- 二、上等の品(筒は銃のこと)十分は申し分なきこと。
- 三、岩倉大使が今日歸朝する豫定。實際には、一日おくれて、十三日であつた。大使が歸れば、間もなく隆盛の出發の日が來ることと、待ちに待つてゐるのである。
- 四、目黒の別邸。
- 五、陸軍中佐北村重頼のことで、彼は土佐人であり、明治五年八月、三條太政大臣の許可を得て

朝鮮を視察せしめてあつた。その時、別府もまた北村と同行したのであつた。

六、北村は土佐人であるから、彼が朝鮮で殺されたら、土佐の國人が奮起するだらう。それが後々のためになるといふのである。

七、この二十日には出帆するといふのであるから、隆盛の精神はすでに韓國に渡つてゐたのである。その心境は前の「蒙_レ使_二朝鮮國_一之命」と題する詩に明らかに現はれてゐる。

(一) 三條實美宛

明治六年十月十一日(東京にて)

尊書難_レ有拜見仕り、御教示の趣委細奉_レ畏候。乍_レ然明日の御會議如何にも残念の次第に御座候。今日の御遷延一大事の場合に御座候間、何卒此上間違無_レ之様被_二成_一下_レ度偏に奉_二懇願_一候。尤副島氏の一_レ條何も異存無_二御座_一候。此段尊答迄如_レ此御座候。恐惶謹言。

十月十一日

西郷 隆盛

太政大臣 公

追啓上、誠恐入候儀に御座候得共、不肖御遣の儀最初 御伺の上御許容相成居、今日に至 御沙汰替等の不信の事共相發し候ては、爲天下、勅命輕き場に相成候間、右邊の處は決して御動搖無之御事とは奉恐察候得共、段々右等の説も有之様に承知仕候儀も御座候故、爲念申上候。前以ケ様の事迄奉入御聽候儀、萬々恐懼の仕合御座候得共、若哉相變じ候節は、實に無致方、死を以國友え謝し候迄に御座候間、其邊の處何卒御憐察被成下置度、是又奉願候。

一、岩倉具視は九月十三日に歸朝したが、遣韓大使のことには極力反對したので、なか／＼閣議が開かれなかつた。いよく十月十二日に開くことになつてゐたのを、また／＼十四日に延期したのである。さうしたことを三條から知らせて來たのに對する返事である。

二、十月十二日の閣議の延期したこと。

三、閣議を延期したのは、非征韓論者たる大久保を參議に任ぜんためであつた。大久保は隆盛との友誼上、辭退したかつたであらうが、岩倉に説得せられて、十二日にその就任が公表された。しかし非征韓派からのみ參議を加へることは、この場合不穩當であるといふ木戸の主張に

よつて、十三日に征韓派の副島種臣(外務卿)が更に任命された。この副島の問題を内報して來たので、隆盛は異存ない旨を答へたのである。但し、これより西郷と大久保とは遂に對立的な境遇に進んで行つた。

四、八月十七日に勅許を得てゐることをいふ。

五、非常な決心を示してゐる。

(二) 遣韓使節決定始末

明治六年十月十七日

朝鮮御交際の儀

御一新の涯より及數度使節被差立二百方御手を被盡候得共、悉水泡と相成候のみならず、數々無禮を働き候儀有之、近來は人民互の商道を相塞、倭館詰居の者も甚困難の場合に立至候故、無御據護兵一大隊可被差出御評議の趣承知いたし候付、護兵の儀は決て不宣、是よりして鬭争に及候ては最初の御趣意に相反し候間、此節は公然と使節被差立相當の事に可有之、若彼より交を破り戰を以拒

絶可_レ致哉、其意底慥に相顯候處迄は、不_レ被_レ爲_レ盡候ては、人事に於ても残る處可_レ有_レ之、自然暴擧も不_レ被_レ計_レ杯との御疑念を以_レ非常の備を設け被_レ差遣_二候ては、又、禮を失せられ候得ば、是非交誼を厚く被_レ成候御趣意貫徹いたし候様有_レ之度、其上暴擧の時機に至候て、初て彼の曲事分明に天下に鳴し、其罪を可_レ問譯に御座候。いまだ十分盡さざるものを以て、彼の非をのみ責候ては、其罪を眞に知る所無_レ之、彼我共疑惑致し候故、討人も怒らず、討るゝものも服せず候付、是非曲直判然と相定候儀、肝要の事と見居_{みすま}建言いたし候處、御採用相成、御伺の上、使節私え被_二仰付_一候筋、御内定相成居候次第に御座候。此段形行_{なりゆき}申上候。以上。

(四) 十月十五日

西郷隆盛

一、遂に十月十四日に閣議を開いた。岩倉の歸朝後一ヶ月目である。この朝、西郷は岩倉邸に至る。岩倉は西郷に閣議缺席をすゝめたが肯せず、同伴して登院する。會議の席上、大久保が反對説を諄々と述べたが、西郷また大いに論じ決定するまでに至らず、十五日に續いて聞くことになつた。しかし、十五日には隆盛は出席せず、この書面を認めて、閣議に提出したのである。

二、明治維新の際、朝廷は對馬の宗義達をして朝鮮との國交を修めしめんとしたが、大院君政權を握り、固く鎖國主義を執りて、我が求を拒絶した。その後、政府はしばしば使節を派遣して、修好を勧めたが、なほ頑として應じない。明治二年に佐田白茅を、三年に吉岡弘毅を、四年に宗義正(義達)を遣したが、何れも目的を達することが出来なかつた。明治五年花房義質を遣はし、釜山に我が政府の官吏を駐在せしめることにしたが、翌六年、彼の官吏にして我を侮辱する文をわが公館の門前に揭示するものがあつた。こゝに於て征韓論大いに起る。

三、八月十九日、板垣宛の書参照。

四、この書は隆盛自筆のものが數通あつて、十七日附のものも幾通あるとのことである。それは次のやうな事情によることと思はれる。

十五日の閣議では遂に隆盛の意見を容るることになつた。すると岩倉は職を辭せんとし、大久保は十七日に辭職及び位階返上を願出でた。木戸も辭表を出した。そこで、三條はじめ當路の同志が、或はその意を變せんことを憂ひ、この書を數通作つて各方面に送つたのであらう。

(七) 桐野別府宛

明治六年十月二十一日(東京にて)

今朝副島氏入來にて、岩倉卿太政大臣の代理被_二相勤_一候筋相決し、明日は更に使節一條の儀も御評議相成候間、出仕いたし候様との事に御座候間、別て大幸の譯に候故、罷出候様可_レ致、其上如何御決定相成候哉、御決着の處を以進退も可_二相決_一との事に御座候間、何分の儀、明日は相分可_レ申、少しは跡戻いたし候心持に御座候へ共、副島杯も是迄の御評議相變り候は退_{可_レ申}との事に御座候故、いづれ共御決定可_二相成_一事と相考居申候。副島の咄に、條公は前晚迄は岩倉卿え向ひ海陸軍を卒ひ、自ら討征可_レ致旨、御返答相成候位に御座候由、可_レ憐御小膽故か、終に病發せられ、残念の仕合に御座候。此旨形行迄爲_二御知_一申上置候。頓首。

西 郷 拜

桐 野 様
別 府 様

要 詞

一、桐野は陸軍少將、別府は陸軍少佐であつた。
二、岩倉が太政大臣の代理になつて、明二十二日に、閣議を開くことを、副島が知らせて來たの

である。三條は十七日の夜、岩倉邸に至り、西郷の始末書を示して談論數刻に及んだが、岩倉は頑として動かなかつた。そこで、自邸に歸り、西郷を招致して、岩倉の意を傳へたが、西郷また固くして動かさず、議論曉に及ぶ。十八日、三條は閣議を具して奏上し、御裁可を仰がうとする決心をしたのであるが、憂慮のあまり卒倒して人事不省となつた。そこで岩倉が代つたのである。

(一) 中村・武井宛

明治六年十月二十三日(東京にて)

御揃御安康御勤務の筈珍重奉_レ存候。陳ば別紙の通辭表差出候間、何卒宜敷御取計被_二成下_一度奉_二合掌_一候。此上養生いたし候様との御沙汰蒙り候ても、再勤の賦決して無_二御座_一候間、右等の御手敷に不_二相涉_一處偏に奉_レ願候。此段乍_二略儀_一以_二書中_一奉_レ希候。頓首。

十月廿三日

西 郷 拜

中 村 様

武井様

一、二人の大外史（今の書記官）に辭表の執奏方（取次）を依頼したのである。
二、病氣を理由の辭職願であるから、陛下から、さうした御沙汰を賜るかも知れないので、そのやうなことの無いやうに配慮を頼んだのである。理由は病氣であるが、その實は言ふまでもなく征韓論の否決である。

二十二日、閣議を開くといふので、その朝西郷は板垣、副島、江藤の三參議と共に岩倉邸を訪問し、遣韓大使のことを速かに上奏裁可されんことを促した。十五日の閣議で決定してゐるのであるから。しかるに岩倉は、自分は三條と意見を異にするから、自分の意見をも奏上して宸斷を仰ぐ考であると答ふ。江藤はこれを否定し、閣議は既に決定してゐる、それを上奏するやうにと反駁したが、岩倉は、余は三條の意見を代つて行ふものではない、勅命を奉じて太政大臣の職責を盡す考であると主張して屈しない。こゝに於て、隆盛は形勢の否なるを察し、これ以上議論の必要はないと、斷然袂を拂つて辭去し、翌日、辭表を上つた。

辭職願

明治六年十月二十三日（東京にて）

胸痛の煩有^レ之^レ逆も奉職罷在候儀不^ニ相叶^ニ候付、本官並兼任御免被^ニ仰付下^ニ度奉^レ願候。此等の趣宜敷御執奏被^ニ成下^ニ度奉^レ冀候。以上。

但位記返上仕候。

十月二十三日

西郷隆盛

一、本官は陸軍大將近衛都督、兼任は參議である。
二、正三位である。
三、西郷以外の征韓論者であつた副島、板垣、後藤、江藤の四參議、桐野、別府、池上等以下の近衛の將兵も續々辭職して、各々その郷里に歸つた。

偶成

獨^リ不^レ適^ニ時^ニ情^ニ、豈^カ聽^カ歡^シ笑^シ聲^ヲ。
雪^ノ羞^シ論^ニ戰^ニ略^ヲ、忘^レ義^ヲ唱^ニ和^ニ平^ヲ。
秦^檜多^ク遺^レ類^ハ、武^公難^シ再^レ生^ス。
正^邪今^ヲ那^ヲ定^ム、後^世必^ズ知^レ清^ク。

(二) 獨り時情に適せず、豈歡笑の聲を聽かんや。羞を雪がんとして戦略を論じ、義を忘れて和平を唱ふ。秦檜は遺類多く、武公は再生し難し。正邪今なんぞ定まらん、後世必ず滑を知らん。

一、明治六年十月、官を辭して野に下つた時の作である。憂國の至誠と鬱勃とした不満を述べてゐる。

二、自分は國家百年のために征韓論を唱へたが、それは權臣どもの時代觀と合はないで朝廷に用ひられぬことになつた。しかし國運の將來を考へると不平不満足で、街頭の歡笑の聲を聞いてはゐられない。

三、羞を雪がんとするものは主戰論者となり、正義を忘れてゐるものは講和を唱へるものとなる。

四、今の世にも秦檜のやうに講和を唱へる連中が多く、武公のやうに忠戰奮闘するの士はなかく生れて來ない。

五、和戦いづれが正しいかは、今日では分るまいが、後世かならず自分の主張の正しいことを知るであらう。

退耕育英時代

自明治七年甲戌(四十八歲)

至明治十年丁丑(五十一歲)

國傳百英湖外

明治七年甲戌 (四十八歳)

- 一月、東京の賞典學校を鹿兒島に移す。
- 二月、山川村の鰻温泉に赴く。
- 三月一日、江藤新平、鰻温泉に來訪。
- 四月、弟從道、征臺都督として外征するに際し、人を鹿兒島に遣はして募兵を託す。よつて隆盛三百人を募りて之を長崎に送り、本隊に参加せしむ。
- 五月、戊辰役の戦歿者の七周忌を營む。
- 六月、私學校と砲學校を設く。
- 八月一日 大久保利通、全權辦理大臣となつて清國に使す。
- 八月、隆盛、白鳥温泉に赴く。
- 十二月二十七日、從道、臺灣より凱旋し、征臺の軍狀を奏上す。

村舎避來

山老元難^{ヨリシ}滞^リ帝京^ニ、
村舎避^ク來^{リテ}身世清^シ。
絃聲^ヲ車響^ヲ夢魂驚^ク、
垢塵不^レ耐^ハ衣裳^ヲ汚^ル。

(三) 山老もとより帝京に滞りがたし、絃聲車響夢魂驚く。(三) 垢塵耐へず衣裳の汚るゝに、村舎
避け來りて身世清し。

一、これは明治六年末に、鹿兒島なる武村の自宅に歸つた時の感想である。

二、自分のやうな田舎育ちの老人は、もとより賑かな都の空に永住する資格はないのだ。三味線
の音や歌の聲や往來する車の響などのために、時々夢を破られて、夜も十分に眠られない。

三、また都會には塵が多くて衣類の汚れるのが不快でたまらなかつたが、そしてまた奢侈輕薄利
慾の人が多く、その人々と共にゐることは自分の心が穢れさうで辛抱できなかつたが、今、田
舎の家に遁れ歸つて來ると、自分の心身がさつぱりとした。

偶感

受^ケ辛^ク經^テ苦^ク是兼^レ非[、]
不^レ如^ク林^下荷^テ鋤^ヲ歸^{ルニ}。
傲骨從來與^レ俗違^フ、
自^レ古名聲多^ク作^ル累[、]

(三) 辛を受け苦を経、是と非と、傲骨從來俗と違ふ。(四) 古より名聲多く累をなす、如かず林
下鋤を荷うて歸るに。

一、官を職して、歸郷した時の所感である。

二、官途にあつていろ／＼な辛苦を経験したが、その中には良いこともあれば、良くないことも
あつた。

三、この無遠慮者は、元來、世間一般の人と違つて、他人の慾するところを嫌つたり、他人の避
けることを好んだりした。即ち世人は名利を追つて暮してゐるが、

四、昔から名聲が高くなると、たいてい累が生ずるのであるから、

五、むしろ田舎に住んで、林下に鋤を荷うて家に歸るやうな境遇の方が、名聲を得るよりも宜し

山行

山行全勝薬、連日與晴期。追兎披栖伏、驅熬忘險夷。
歸來常節食、浴後不知疲。休道獵遊事、只宜少壯時。

(一) 山行狩獵の心身鍛錬に有效なことを詠じたものである。これによつて、南洲の山獵や入湯などが單なる娛樂ではなく、一朝有事の際に、奉公の活動ができるやう、健康を増進しておくた
めのものであつたことが伺はれる。

(二) 山中を行くのは、身體のために薬より有效である。だから毎日晴れた時には、必ず山に出かける。

(三) 兎をたづねては、そのかくれてゐる住み場所を掻き開らき、また大きな獵犬と共に走つてゐ

ると險しい所も忘れて登る。

(四) かうして大いに運動して歸つて來ても、決して大食はしない。そして一浴して汗を流すと全く疲れを忘れてしまふ。まことに身體を健康にするに適してゐる。

(五) ついては、獵遊のことは、たゞ少壯の時にのみ宜しく、老年には適しないなどとは言ふなかられ。自分のやうな老人にも、まことによい健康法である。

月下梅花

江樓迎月薄雲晴、暗送香風聞玉笙。回首滿天春意沸、
殘梅疏影有餘清。

(一) 江樓月を迎へて薄雲晴る、暗に香風を送つて玉笙聞ゆ。首を回らせば滿天春意沸き、殘梅疎影餘清あり。

(二) 早春の月に照される梅花を詠じて、まことに清快な春夜の光景を現はしたものである。

(三) 水邊の樓にのほつてゐると、やがてその屋根の端に月がのほり、今まで浮んでゐた薄い雲が

消えて、一天くまなく晴れ渡つた。

三、どこからともなく靜かによい香が流れて來、またよい音の笛が聞えて來る。

四、仰げば見渡すかぎりの大空に春らしい氣分がたゞよひ、

五、下を見下せば庭先の残りの梅花が、まばらな影を地に落して、非常に清い感じが溢れてゐる。

山寺暮景

深林孤寂暮鐘中、 秋雨聲微帶草蟲。 山色清幽塵慮絶、

薰然香靄滿禪宮。

(三) 深林孤寂暮鐘の中、秋雨聲微にして草蟲を帶ぶ。山色清幽塵慮絶え、薰然たる香靄禪宮に満つ。

一、山中の禪寺の情景を詠じたものである。

二、深い林が、ひっそりと靜まりかへつてゐる時、入相の鐘が寂しく鳴り渡る中に、秋雨の音が

かすかに聞え、それに草むらの蟲の聲が交つて來る。

三、このやうな山の景色は、まことに清く靜かで、俗念が消えてしまふ。その上によく匂ふ香煙がお寺(禪宮)の堂内に満ち充ちてゐて、まことに身心が清淨になる思ひがする。

私學校綱領

(一) 道を同じ義相協ふを以て暗に聚合せり。故に此理を研窮し、道義におひては一身を不顧、必踏行ふべき事

(二) 王を尊び民を憐は學問の本旨、然らば此天理を極め、人民の義務にのぞみては、一向難にあたり、一同の義を可立事

一、南洲の歸國に殉じて鹿兒島に歸つた文武の人々の願により向上機關として設けられたものである。はじめ此等の人々は別に定つた仕事もなく、慢然として空しく月日を過すのみであつたから、二三の有志が發起人となり、明治七年の初夏、歸國後はじめての會合をした。その席上の動議で、一の集合所を設け、時々、會合して意見を交換し、互に修養しようといふことにな

り、その決議を南洲に相談したのである。南洲はその希望に同意を表し、縣令大山綱良と謀り、政府に許可願を差出し、公金の補助を受けて一の私立學校を創設した。これが私學校の本校で、銃隊出身者が多かつたから銃隊學校とも呼ばれた。通學するもの五六百人、最も多數の團體で、篠原國幹が率ゐてゐた。

次で、砲隊出身者のために、この本校の隣に一校舎を設けた。在籍約二百名、これを砲隊學校と呼び、村田新八が統率し、なか／＼傑出した人物が集つてゐた。

また、南洲が歸國したので、先に東京に設けられた集義塾（鹿兒島兵學校、幼年學校、賞典學校などとも呼ぶ）の生徒は、委員を派して翁の上京を懇請したが聞き入れられないので、然らば、鹿兒島に學校を建てて貰ふより他に道はないと、このことを更に南洲に請願したところ、翁はその議を入れて、昔の勘定所の跡、鶴嶺社外に校舎を建築し、集義塾と命名した。東京の鹿兒島兵學校に在學中の征韓派の學生は續々歸國して、こゝに入學した。非征韓派の學生も、後になつて歸國し、またこゝに入學した。故に、この集義塾は、その内容は、東京の兵學校を繼承するもので、前に述べた所謂私學校とは、その經營も異り、他の團體に比して年少者が多く、純然たる文武の修養道場であつた。（二七五—二七六頁参照）

なほ、教導團出身者たちの希望により、明治八年四月に、吉野村寺山に開墾社を創設した。

これは寄宿制度で、晝は開墾耕作に従事し、夜は學問武藝を修練するといふ組織で、一の實業學校の如きものである。教導團組は百五十人ぐらゐであつたが、開墾社に終始寄宿してゐたのは三十六人であつたといふことである。こゝにも精銳の人物が居り、郷田庄之丞が監督してゐた。後に、これらの諸學校を全部總稱して私學校とも呼ぶやうになつた。

私學校綱領は最初は本校（銃隊學校）に壁書として掲げられたものであるが、後には他の學校に、また後に出來た地方の分校でも、南洲に請うて、これを掲げた。

二、道義を以て團結し、このためには一身を顧ないといふのである。

三、學問の本旨は尊王愛民であることを明かにし、萬難を排して之を實踐すべきことを示したのである。

(二) 學校教育語

蓋學校者所以育善士也。不_二只一郷一國之善士_一、必欲_レ爲_二天下之善士_一矣。夫戊辰之役、正_レ名蹈_レ義、血戰奮闘而斃者、乃天下之善士也。故慕_二其義_一、感_二其忠_一、祭_二之于茲_一、以鼓_二舞於一郷之子弟_一、亦所以盡_二學校之職_一也。

一、明治七年五月、戊辰戦歿者の七周忌に當り、鹿兒島に於て祭祀を營み、その際「學校教育語」を作つて各學校に掲げしめた。

二、(讀み方)蓋し學校は以て善士を育つる所なり。只に一郷一國の善士たるのみならず、必ず天下の善士たらんしめんと欲す。それ戊辰の役、名を正し義を蹈み、血戰奮闘して斃れたる者は乃ち天下の善士なり。故に其の義を慕ひ、其の忠に感じ、之を茲に祭り、以て一郷の子弟を鼓舞するも亦、學校の職を盡す所以なり。西郷隆盛謹んで誌す。

三、これは前に掲げた(明治六年四月)集義塾建設本旨を更に要約したやうなものであるが、如何に南洲が戦歿將士の死を悼み、その志を後世に生かし、眞に維新の大業を成就させようとする熱誠を抱いてゐたかが伺はれるのである。

四、次に掲ぐる留學生派遣の辭の如きも、翁が戦歿者を偲ぶ綿々たる衷情と、その慰靈のために後進の教育をなさんとする烈々たる熱情とを示したものである。

(一) 弔 亡 友

耐^ヘ艱^ニ 摧^キ賊^ヲ 鐵^ニ心^ヲ堅^シ、 功^ニ業^ニ名^ニ聲^ニ天^下傳^フ、 情^ニ契^ニ如^ク今^ニ異^ニ生^死、

忠^ニ魂^ニ欲^シ慰^ム 淚^ニ潜^シ然^ト。

(一) 艱に耐へ賊を摧きて鐵心堅し、功業名聲天下に傳ふ。情契如今生死を異にす、忠魂慰めんと欲して涙潜然。

一、戊辰役の忠死者を悼んだものであらう。

二、艱苦を忍び、逆賊を摧いた人々の心は鐵石のやうに堅かつた。その功業や名聲は廣く天下の人が知つてゐる。

三、この眞友(情契)たちはすでに戦死したので、今では自分と幽冥境を異にしてゐる。その忠魂を慰めたいと思つて、痛惜の涙に堪えない。

(二) 學 文

學^{ビテ}文^ヲ無^レ主^ニ等^シ痴^人、 認^{シテ}得^テ天^心志^ヲ氣^ヲ振^ラ、 百^ニ派^ニ紛^ニ紜^ニ亂^ス如^ク絲^ノ、
千^ニ秋^ニ不^レ動^シ一^ノ聲^ヲ仁^ト。

百派紛紜亂如絲、

(三) 文を學びて主無ければ痴人に等し、(四) 天心を認得して志氣振ふ。百派紛紜亂れて絲の如し。
(五) 千秋動かす一聲の仁。

一、文事を學ぶこと（學問）の本旨を教へて、學徒を戒めた詞である。
二、學問をしても、その根本の主旨をつかまなければ、精神のない痴人（馬鹿）のやうなものである。

三、天地の眞理（天心）をはつきり掴むと、精神が振ひ立つのである。それが本當の學問である。

四、學問上の理論にはいろ／＼な流義があつて、百派たがひに争ひ、こんがらがつて亂れた絲のやうである。

五、しかし、その多くの理論の中で、たゞ一聲の仁といふことが即ち天地の眞理（天心）であつて、幾千年たつても變ることなく、これが學問の本旨であり、これを辨へると精神が作興するのである。

偶成

才子元來多過事、議論畢竟世無功。誰知默々不言裡、

山是青々花是紅。

(一) 才子元來多く事を過る、議論畢竟世に功なし。誰か知らん默々不言の裡、山は是青々花は是紅なり。

一、不言實行の尊ぶべきことを教へられたものである。

二、世に才子といはれるものは、口もうまく腕も上手であるが、遂には多く事を仕損じる。たゞ議論がうまいことは、少しも世に益のないことである。

三、黙つて何とも言はないが、山の樹は青々と茂り、花は紅の色美しく咲いてゐる。この不言實行の力強さ尊さを、誰が知つてゐるのか。

偶作

世俗相反處、英雄却好親。逢難無肯退、見利勿全循。
齊過沽之己、同功賣是人。平生偏勉力、終始可行身。

(三) 世俗相反する處、英雄却つて好親す。難に逢ひては肯て退く無く、利を見ては全く循ふ勿れ。過を齊しうしては之を己に沾ひ、功を同じうしては是を人に賣る。平生偏に勉力し、終始身に行ふべし。

- 一、英雄の心事を述べて、後進を戒めたのである。そしてまた、この英雄の心事は南洲自らの心事であり、後進を戒めると共に南洲自らこれを實行したのであつた。
- 二、世間一般の人が嫌ふこと（相反する）を、英雄は却つて好んでその事に當るものである。
- 三、世俗は難を避け利に走るが、英雄は困難に逢へば、自ら進んでこれに當り、決して退くことがなく、また利を見ては全然それに引かれることがない。
- 四、もし人と過を一緒にした場合には、自分一身でその責を受け、人と共に功績を立てた時には、その名譽を他人に譲るやうにしてゐる。これが英雄である。
- 五、かうした英雄の事を守るのは非常にむづかしいことであるから、平生偏へに努力して、一生常に身を以て行ふやうにせよ。
- 六、この詩はまことに翁が身を以て子弟に教へたものであつて、これを書いて與へたものが多い。

(二) 温泉即景 明治七年八月

官途逃去遠探奇、神嶺幽情筆硯隨。誰識浴餘行樂處、青山高豁宿雲披。

(三) 官途逃れ去りて遠く奇を探る、神嶺の幽情筆硯隨ふ。誰か識らん浴餘行樂の處、青山高豁宿雲披く。

- 一、明治七年八月、白鳥温泉にての作である。
- 二、官途を逃れ去り、この俗世から遠く離れて山水の奇を探ることになつた。この白鳥山の嶺には日本武尊を祀つた白鳥神社がある。この神嶺の近くまで來ると、自ら詩でも作りたいうな清い心持になる。それを書き現はすことも非常な楽しみである。
- 三、そして靜かに温泉に浴し、徐ろに山道を歩くと、あたりに滯つてゐた雲が散じて、青山が高く聳え、遠方までの眺めが開けて來るといふ意味で、温泉の景色に寄せて、官途から離れた悠々たる氣持を詠じたものである。

偶成

官途艱險幾年勞、恰似輕舟風怒號。昨日非於鋤下覺、半生齡可卷中逃。山遊無累眞狸兔、獵隱有營唯銃熬。誰識滿襟清賞足、峰頭閑月萬尋高。

(三) 官途艱險幾年勞す、恰も似たり輕舟風の怒號するに。昨日の非は鋤下に於て覺り、半生の齡は卷中に逃るべし。(四) 山遊累なし眞に狸兔、獵隱營あり唯銃熬。(五) 誰か識らん滿襟清賞足るを、峰頭閑月萬尋高し。

- 一、野に下つて後の生活と感想を詠じたものである。
- 二、長い間官途の苦勞を経て來たが、それはちやうど小舟に乗つて暴風に逢つたやうなものであつた。
- 三、これまでの生活の間違つてゐたことは田畑を耕すことによつて覺り、これから後の半生は書物の中に逃れて古の聖賢を友としよう。

- 四、山遊は人間との交渉がないから、少しも社交や虚禮の累なく、眞に狸や兔と同様である。たゞ獵をするについて手がかるるのは小銃と犬とのみである。
- 五、かうして居ると何の不平もなく、身には胸一ぱいに清い樂が滿ち溢れ、山の峰には靜かな月が高く天心に冴えてゐる。このやうな愉快な境遇を人知るや否や。

口上覺

明治七年十月三十日(鹿兒島にて)

私共儀昨冬病氣故障等にて辭表差出候處、御許容無之、非役の名目にて歸省被_レ仰付_レ候次第に御座候。畢竟武官の者は職務被_レ差免_レ候ても其本官は生涯御授可_レ相成_レとか、何れ一般の法則可_レ相立_レ候付、夫迄は非役の名を以_レ可_レ被_レ召置_レとの由傳承致し居、未後來の御處分拜承不_レ致候處、不_レ圖非役の給料可_レ下賜_レ旨承知致し驚入候仕合に御座候。就ては當時、臺灣の事故に因り、支那と交戦の時機にも可_レ立至_レ哉に付、今般格別の御省略被_レ仰出_レ御軍備被_レ爲_レ在趣傳承仕候。然るに兼て一職事を不_レ盡のみならず、如此際に臨み、無_レ謂俸給を貪候儀、實以心底も不_レ濟儀に付、

非役として歸省を許されたことになつてゐて、免職になつてゐなかつたのである。

そこで明治七年十月、隆盛以下非役軍人四百名ばかりに、縣廳を経て俸給を送つて來た。その内、土橋大尉外八名は事情が異つてゐたためか、領收してゐるが、その他のものは縣廳を経て、右の俸給を全部返還した。本書は、その返還の口上書である。これに署名したものが百六十六名である。これは多分、その時城下に居合はせたものであらう。その他のものは署名が出来なかつたので、別に同様の口上書を「海陸軍非役官員中」との名義で差出した。その他、一三名で連署した口上書もある。返還の理由は本書に明らかである。總金額は八千六百貳拾八圓拾參錢六厘の内、土橋等の領收した貳百五拾四圓六拾壹錢六厘を差引いて、その殘餘八千參百七拾參圓五拾貳錢也であつた。

二、明治四年十一月六日、琉球の船が臺灣に漂着し、乗員五十四名が、牡丹社の蕃人に殺害された。この報を聞いて憤るもの次第に多く、征臺論が起つた。しかし政府の態度は容易に決しなかつた。六年四月、外務卿副島種臣が清國に赴いたのを機會に、臺灣問題を交渉せしめたところが、清國政府は生蕃は化外の民にして會て治めたることなしと答へたので、日本政府はいよく臺灣征伐を決意し、七年四月、西郷從道に兵三千六百を率ゐて出發せしめた。我が軍は社寮に上陸し、忽ち牡丹社を占領し、附近の十八社を降した。すると清國政府は蕃

地は我が領土なりと主張し、撤兵を強要して來た。我が方は清國政府の前言と異なる不信の態度を責めて、兩國の外交は險惡になつた。日本政府は内務卿大久保利通を北京に遣はし、最後の接觸をなさしめ、遂には清國をして償金を出さしめて紛議を解決した。利通は十一月歸朝。征臺軍は十二月凱旋した。

大山彌助宛

明治七年十二月十一日 (鹿兒島より東京へ)

彌御安康可_レ被_レ成_二御座_一奉_二恐賀_一候。陳_三ば賢兄様にも矢張御同邊にて、何も御替無_レ之、乍_レ然追々寒氣に向候故、大に心配仕候。此寒中御凌被_レ成候は、來春共は必御上京も相叶候はんと祈居申候。委細誠_三之助より御聞取候はんと奉_レ存候。其後何も替無_レ之候。扱先度御下國承居候_四下士官辭職の一條、直様御仕出相成、肥後鎮臺え御沙汰被_二成下_一度、御滯溢は無_レ之筈に御座候處何分にも不審の事に御座候。此儀何か御返事被_二成下_一度御願上候。別紙の書物川口氏よりの御注文に有_レ之候間、御都合を以て何卒御下し被_レ下度、當分陳腐の者にて下廉の書と奉_レ存候。左候へば私にも

御蔭を以て大に力を得候ものに御座候。餘りに度々御註文のみ申上候て、申上兼候得共、宜敷奉_レ祈候。^(六)福澤著述の書難_レ有御禮申上候。篤と拜讀仕候處、實に目を覺し申候。先年より諸賢の海防策過分に御座候へ共、福澤の右に出候もの有_レ之間敷と奉_レ存候、何卒珍書丈けは御惠投奉_レ願候。此旨御願旁奉_レ得_二御意_一候。恐々謹言。

十二月十一日

西郷吉之助

大山彌助様

一、大山彌助(巖)は明治四年末以來、歐洲へ留學中であつたが、七年吉井幸輔が渡歐し「西郷・大久保の兩雄を和せしめ、西郷をして再び廟堂に立たしむるは、國家のため萬人の希望する所にして、その任に當る者、君を措いて他にその人なし、速に歸國して調停の勞を取るべし。」と告げたので、その年の十月三日東京に着き、間もなく鹿児島に歸り、一ヶ月ぐらゐ滞在して、その機を睨んでゐたが、遂にその目的は達せられなかつた。

二、巖の兄、大山成美。病氣醫養中であつた。隆盛の妹お安が嫁いでゐる。

三、巖の弟、後に隆盛の女菊子を娶る。

四、近衛の下士官で辭表を出して歸國中のものに對する處置は、熊本鎮臺から御沙汰がある筈

であるが、甚だ延引してゐるから何とか御調べ願ひたいといふのである。

五、川口量次郎、この人は西郷の家に寄食してゐた。沖永良部島で隆盛に作詩の手ほどきをした人である。隆盛の歿後も西郷家に留つて家事の後見をした。

六、福澤諭吉の海防論に感心したのである。

明治八年乙亥 (四十九歳)

四月上旬、吉野開墾社を創立す。

四月四日、大山巖、普佛戦争參觀のため渡歐するにつき、隆盛に同伴をすゝめ來れども、この日、辭退の返書を出す。

四月十四日、元老院、大審院を置き、地方官會議を開く。

五月、三條實美、西三條季知を鹿兒島に遣はし、上京を促せども、應ぜず。

この月、酒田縣の菅實秀、同志七人と共に鹿兒島に來り、隆盛の教を受く。その筆記が後に「南洲翁遺訓」となる。

この月八日、樺太千島交換條約が成立す。

九月二十日、江華島附近に於て、韓國の砲臺より帝國軍艦を砲撃す。我が方、應戦して砲臺を沈黙せしむ。

十一月二十九日、縣令大山綱良の求に應じ、私學校生徒中より、縣下の區長、警察署長等を推薦す。

十二月九日、黒田清隆を特命全權辦理大臣として朝鮮に遣し、修好のことを議し、且つ江華島の事件を處理せしむ。

大山綱良宛

明治八年一月十七日

(鹿兒島より東京へ)

先日は芳翰被_レ成下_一辱く拜誦仕候。陳_(一)ば出水大野原の反別爲_(二)御知_一被_レ下御禮申上候。直様彼地え取掛候義不_(三)相叶_(三)取掛候て尾の取れざる事に成立候ては實に物笑と相成可_レ申事候に付、先づ此涯手_(四)小くいたし候て、十分腫を醒し候て、大きく取掛候賦に御座候間、何卒御願申上置候地面御免許相成候様被_レ成下_一度奉_レ希候。追々は大きく取掛候様成行可_レ申と相考居申候。何分にも難儀の業に御座候間、初を失し候ては逆も成業無_レ覺束_(六)に付、此の節_(六)處小地を御賦與被_レ成下_一候處、偏に奉_レ願候。此旨自由の働恐入候得共、以_レ書面_一奉_レ希候。頓首。

一月十七日

西郷 拜

大山 様

- 一、上京中の縣令大山綱良に願ひ、近衛兵を辭職して歸國中の士官以下のために開墾地の拂下方を交渉したのである。
- 二、出水郡大野原の反別を知らせてくれたが、それは廣過ぎるから、
- 三、不成功な結果になつたら（尾の取れざる）天下の物笑ひとなる。
- 四、小規模にいたし、十分成功の見込みをつけてから、大計畫にとりかゝりたい。
- 五、西郷の偉大を以てさへ、かうしたことは難儀な業だといつてゐる。
- 六、鹿兒島の東北三里、吉野村寺山の地である。こゝに開墾社を開いた（私學校綱領参照）

寄ニ村舍寓居諸君子

躬耕將曉初、何用釣虚譽。壘上練筋骨、燈前照讀書。
 昔時常運甓、今日好揮鋤。更要知眞意、只應非種蔬。

(三) 躬耕將に曉けんとするときより始む、何ぞ虚譽を釣るを用ひん。壘上筋骨を練り、燈前讀書を照らす。昔時常に甓を運び、今日好んで鋤を揮ふ。更に眞意を知るを要す、只應

に蔬を種うるのみに非るべし。

- 一、吉野開墾社の人々に示したものである。即ち躬ら耕して身體を練り、讀書して眞理を覺り、一旦有事の際には、身命を獻けて君國に報ぜよといふのである。
- 二、自ら鋤をとつて耕すのに、東の空が白らむ頃から初める。どうして外聞を求める必要があらうか。
- 三、晝は田の畔の上（壘上）で筋骨を練り、夜は燈前で書を読んで精神を養ふ。
- 四、昔、晋の陶侃は廣州の刺史たりし時、朝に百枚の甓を屋外に運び、夕にそれをまた屋内に運んだ。人、この故を問ふと「自分はやがて中原に活躍するつもりであるから、勞苦に耐へる心身を鍛へるためである」と答へたが、今、吾等は好んで鋤を揮つて體力を鍛へてゐる。
- 五、そしてたゞ働けばかりでなく、何故にさうした勤勞をするかといふ眞の意義を知らねばならぬ。それは即ち、單に野菜を種ゑるのみではない。一朝國事あらば、直ちに挺身奉公するためである。

示ニ開墾社生

身答ニ君恩一死輕シ、常勞ニ筋骨事ニ躬耕一、誰知農務餘閑際、
伴ニ豹韜無ニ兒女情一。

(二) 身は君恩に答へて一死輕し、常に筋骨を勞して躬耕を事とす。誰か知らん農務餘閑の際、
豹韜を伴ひて兒女の情なし。

- 一、開墾社の青年たちに示して、彼等の平常の覺悟と務とを教へたものである。
- 二、一旦緩急ある時は、直ちに君恩に報ずるためにこの身を獻ける。そのために平常は筋骨を勞して自ら耕作に従事し、身體を鍛へて置くのである。
- 三、そして、また、農務の暇には兵法の書を読んで戰術の研究をなし、やさしい兒女の風情などは少しもないことを誰も知るまい。しかし、我々はさうした覺悟を以て開墾してゐるのである。豹韜は兵書六韜の一である。六韜は文、武、龍、虎、豹、犬すべて六十篇ある。

(二) 大山彌助宛

明治八年四月五日 (鹿兒島より東京へ)

郵便船近頃着相成候處、御注文致し候品々、相届御禮申上候。然る處犬の首だま見

本御遣し被下、却て舶來よりは宜敷御座候へ共、緒を今三寸許も長く致し候て、四つ五つ御下し被下度奉合掌候。今一つは、少し幅も大きく致し候て、長さも五寸許御のばし被下度御願申上候。扱佛字の間、官隔を生じ候趣、就ては一發の傳信次第にて、直様御出掛けの由、嘸御樂みと奉存候。少弟にも御供可致旨承知仕候へ共、當年は大作に仕掛、迎ても難相送御座候間、御斷申上候に付、左様御含み可被下候。當今は全く農人と成り切り、一向勉強いたし居候。初の程は餘程難儀に御座候へ共、只今は一日二つか位は安樂に鋤調申候。もふ今はきらすの汁に芋飯食馴候處、難澁にも無之、落着はどの様にも出來安きものに御座候。御一笑可被下候。此旨任幸便用事のみ如此御座候。頓首。

四月五日

西郷吉之助

大山彌助様

追啓上、御賢兄様にも御女子出生の處、御珍敷由、上巳の節句には御祝の賦に御座候。鹿兒島はいまだ舊曆にて、近々中に御座候故、是非相樂居申候。御一笑。

一、陸軍少將大山巖が東京より品物を送り、且つ普佛戰爭觀戰の途に上るにつき同行を勸めて

來たのに對する返書である。

- 二、首輪。
- 三、フランスとプロシヤで、その頃開戦中であつた。
- 四、二つかは一畝のこと。
- 五、雪花菜の汁で、茶葉と豆腐とを一しよに煮たもの。
- 六、大山成美である。巖の兄で、隆盛の妹お安が嫁してゐる。
- 七、舊曆三月三日の節句。

(二) 西郷小兵衛宛

明治八年四月二十六日

(薩摩吉野より鹿兒島へ)

今日迄にて惣仕舞相成案外埒明候事なり。畢竟、大工氣張候譯と相考申候。就ては、賃錢の儀は飯料や勞止(四)だれのみの引方無之處の給料にて拂當へ可給候。此僻遠の處にて難儀いたし吳候故、皆付不申候ては相濟申間敷と存申候。殊に四郎次には見賦(六)みづりに參吳候日より、右の給料御拂可給候。左候得ば一日相重み候譯に御座候。拙者には跡

始末有之、兩三日は相滞可申候。此段御願申遣候也。

四月二十六日

吉之助

小兵衛殿

用事

- 一、吉野の開墾社から鹿兒島の弟へ大工の賃銀仕拂を命じたのである。
- 二、すべて出來上り、案外能率があがつた。
- 三、大工が奮發した。
- 四、勞止(五)こたえは慰勞の晩酌である。飯代や酒代を差引かないで、給料を支拂へとのことである。
- 五、飯代と酒代も皆付けてやらねば云々
- 六、四郎次といふものには見積(六)みづりに來た日から計算せよ、他の大工より一日分多くなる譯だといふのである。

南洲翁遺訓

この遺訓は、明治維新後、莊内藩（酒田縣、今の山形縣）の有志が、はるく南洲を慕つて鹿兒島に下り、親しく翁の教を受け、それを記録して、日夕愛誦し、服膺したものである。

明治戊辰の役前の莊内藩は、幕府親藩の上班に位し、特に幕命によつて江戸市中取締の重職に任じてゐた。それゆゑ、維新の際には、奥羽の列藩と同盟して、官軍に抵抗し、よくその武威を發揮したが、遂に朝廷の主旨を理解して、謹慎歸順の誠意を表明するに至つた。

この時、南洲は越後より米澤・山形に入り、次で莊内に進み、參謀黒田清隆と共に、降伏を容るゝの處置を講じた。その處置が極めて公明寛大であつたので、莊内藩は上下擧つて南洲の人格に敬服した。

明治三年八月、藩主酒井忠篤は、鹿兒島に使を遣はし、自ら兵學を實習せんと志願を南洲に傳へさせ、同年十一月、近侍および撰拔の藩士七十餘名と共に鹿兒島に遊學した。

忠篤は十八歳の若殿様であつたが、極めて謙虛な態度で南洲の教を受け、從來の大名氣分を去つて藩士と寢食を共になし、自ら武装を着け、銃器を肩にして、桐野利明・篠原國幹・野津鎮雄

等の諸大隊長の指揮の下に練兵に従事した。その刻苦精勵、見る者をして悉く感動せしめた。かくして四年四月、業を卒へて東京の藩邸に歸つた。

これと前後して南洲も上京した。そして、六月、木戸孝允と共に參議に任ぜられ、政府の首位に立つて、諸般の改革に従事してゐたが、征韓の議合はずして、六年十月、職を辭して故郷に歸つた。

南洲の歸郷を知つた莊内藩士は、この真相を正さんものと、鹿兒島に下つて南洲を訪ひ、征韓論の顛末および處世の要道に就て教を請ふものが多かつた。

明治八年五月、酒田縣の權參事菅實秀は、松平久厚・大島範古・小花和業修・石川靜正・山口三彌・春山安勸・本間光輝の七名を率ゐ、莊内を發して鹿兒島に行き、滯留二十四日、これらの者共をして直接に南洲の教を受けしめた。彼等は、時々武村の邸に至つて教訓を受け、宿舍に歸つてから、その一語一語を記録した。

その後、明治十年の役があつて、九月廿四日、翁は愛する子弟と共に、薩南城山に陣破された。舊莊内藩では、毎年この日を卜して祭典を執行し、互に翁の遺墨を持寄つて陳列し、參拜者の觀賞に供し、ねんごろに翁の英魂を追弔するを例としてゐた。

しかるに、明治二十二年、紀元節の佳辰に當り、帝國憲法の發布せられた千載一遇の機會に、

おそれ多くも明治天皇の聖旨を以て、翁の職名は除かれ、贈位の御沙汰さへ下つた。朝野の有志は、聖恩の洪大に感泣しつゝ、翁の銅像建設をはじめ、翁の偉徳を顯彰する各種の計畫が進められた。

果然、舊莊内藩においても、翁の遺訓編纂の議を起し、各人の机中に藏する往年の口授筆記、又は脳裡に深く印象づけられた記憶を手記して提供し、これに周到なる修正と嚴密なる校合を加へて、語録四十三則を作成し、これに菅實秀の筆になる序文（頒布の理由書）と跋文を附して稿本一卷を完了した。その上、更に副島種臣の序を添へて、明治二十三年一月に發行したのが、則ち「南洲翁遺訓」最初の版本である。

次で、同年四月、三矢藤太郎・朝倉良高の二人が、酒井忠篤の命に依り、新版の「南洲翁遺訓」を携へて九州巡回中、たま／＼熊本において旅團長西寛太郎と會談の際、岸良眞二郎といふ者、翁が自筆の教訓書を所持して大阪にゐることを聞き、歸路、同家を訪問して寫し得たもの十則を第二版に補追した。

序

（副島種臣の文で、編纂者の氏名が列擧されてゐる）

南洲翁遺訓一卷。雖區區小冊子乎。當今之時。有足觀于故大將之威容之儼與聲音之洪者。獨賴此篇之存。噫西郷兄何以蚤死乎。著茲書者誰。庄内酒井忠篤。酒井忠實。菅實秀。松平親懷。和田光觀。戸田務敏。赤澤源彌。勝山重良。三矢藤太郎。伊藤孝繼。栗田元輔。池田資。天島範古。黒谷謙次郎。石川醇正。春山安觀。山口三彌。本間光輝也。

明治二十三年一月

副島種臣識

序

（菅實秀の文で、遺訓編纂の趣旨を述べたものである。）

抑西郷南洲翁ハ筑紫ノ一隅ニ生レ、天縱ノ德量ヲ稟ケ、蚤ク宇内ノ形勢ヲ察シ、澆季ノ政、苟且媮安ニ流レ、外患荐リニ迫リ、或ハ歐米ノ屬隸トナラン事ヲ憂ヘ、皇道ヲ興起シ、萬國對峙ノ勢ヲ擴張セント欲シテ精誠ヲ盡スト雖モ、時ノ精忌スル所トナリ、三タビ南海ノ孤島ニ竄セラル、

ニ至ルモ、尙ホ自ラ誠心ヲ養ヒ、王室ヲ瞻顧シ、國威ヲ顯耀スルヲ以テ己レノ任トス。其ノ至誠ノ瑩徹スル所、天人共ニ應ジテ終ニ能ク維新ノ鴻業ヲ造シ、天下皆國家ノ柱石ト恃ム。而シテ昊天吊セズ、日月ト光リヲ争フノ明德、昧々トシテ世ニ明カナラザルニ至ル。吾儕譽ヲ吞テ哭スル事久シ。今茲、明天子翁ガ元勳ヲ追懷シ贈位ノ典有リ、吾儕之ヲ聞テ雀躍シテ曰ク、是レ翁ノ盛徳ヲ明揚スルノ秋也ト。偶マ翁ニ從游ノ人、其ノ肖像ヲ輦轂ノ下ニ建テ、功業ヲ永世ニ顯照セン事ヲ謀ルニ會ス、吾儕起テ之ヲ賛成ス。然リト雖モ、此ニ喜ブ所有レバ、彼レニ憂フル所有リ、華ヲ弄ビテ根ヲ問ハザルハ世俗ノ情也。翁ノ功業此ノ舉ニ由リテ再ビ世ニ明カナルニ至ルト雖モ、然レドモ世或ハ直ニ其功業ヲ賞シテ、而シテ功業ノ因テ成ル所以ノ本ヲ察セザルヲ是レ憂フ。之ヲ草木ニ譬フレバ、本根必ズ繁殖シテ、而シテ後英華外ニ發ス、夫レ英華ハ功業勳烈也、本根ハ徳也、其徳盛ニシテ、而シテ功業之レニ從フ。故ニ其本源ヲ棄テ徒ニ其華ヲ賞セン乎、吾儕恐クハ翁ノ奧彩ヲ盡ス事ヲ得ザラン事ヲ。是ヲ以テ猥リニ自ラ量ラズ、嘗テ親承スル所ノ遺訓ト其ノ盛徳トヲ録シテ、并セテ主旨書ト共ニ同好有志ノ諸君ニ啓スルハ、翁ノ盛徳大業并ニ世ニ顯照セン事ヲ欲スル也。然リト雖モ、翁ハ乃チ一世ノ泰斗、其ノ徳聲ノ及ブ所極メテ廣シ、吾儕ノ承聞スル所固ヨリ大倉ノ一粟ノミ、請フ四方同好ノ君子、異聞アラベ垂教ヲ咨ムナク、幸ニ此ノ條項ヲ増補シテ以テ、此ノ舉ヲ賛成セラレン事ヲ。

遺訓

一、廟堂に立ちて大政を爲すは天道を行ふものなれば、些とも私を挟みては濟まぬもの也。いかにも心を公平に操り、正道を踏み、廣く賢人を選擧し、能く其職に任ふる人を擧げて政柄を執らしむるは、即ち天意なり。それゆゑ、眞に賢人と認むる以上は、直ちに我が職を讓る程ならでは叶はぬものぞ。故に何程國家に勳勞あるとも、其職に任へぬ人を官職を以て賞するは善からぬことの第一也。官は其人を選びて之を授け、功有る者には俸祿を以て賞し、之を愛しおくものぞと申さるゝに付、然らば尙書仲虺之誥に、徳懋ちゆうきなるは官を懋さかんにし、功懋きゆうきなるは賞を懋さかんにするとこれあり。徳と官と相配し、功と賞と相對するは、此義にて候ひしやと請問せしに、翁欣然として、其通りぞと申されき。

一、尙書は書經の別名。仲虺は人の名、湯の大臣なり。誥は告諭。懋は盛大の義。

一、賢人百官を總べ、政權一途に歸し、一格の國體定制なければ、縱令人材を登用し、言路を開き、衆説を容るゝとも、取捨方向なく、事業雜駁にして成功有るべからず。昨日出でし命令の今日忽ち引き易ふるといふ様なるも、皆統轄する所一

ならずして、施政の方針一定せざるの致す所なり。

一、格は標準とすべき恥としたといふ義。

一、政の大體は、文を興し、武を振ひ、農を勵ますの三ツにあり、其他百般の事務は皆此三ツの物を助くるの具なり。此三ツ物の中に於て、時に従ひ勢に依り、施行先後の順序はあれど、此三ツの物を後にして、他を先にするは更に無し。

一、萬民の上に位する者、己を慎み、品行を正しくし、驕奢を戒め、節儉を勉め、職事に勤勞して、人民の標準となり、下民其の勤勞を氣の毒に思ふ様ならでは、政令は行はれ難し。然るに草創の始に立ちながら、家屋を飾り、衣服を文り、美妾を抱へ、蓄財を謀りなば、維新の功業は遂げられ間敷也。今となりては戊辰の義戰も、偏に私を營みたる姿になり行き、天下に對し、戰死者に對して面目なきごとて、頻りに涙を流されける。

一、或時、^(三)「幾歴辛酸志始堅、丈夫玉碎愧^(四)甄全、一家遺事人知否、不^(五)爲兒孫買^(六)美田」との七絶を示されて、若し此言に違ひなば、西郷は言行反したるとて見限られよと申されける。

^(三)幾度か辛酸を歴て志始めて堅し、^(四)丈夫玉碎するも甄全を愧づ、^(五)一家の遺事人知るや否や、^(六)兒孫の爲に美田を買はず。

- 一、これは明治二年頃の作で、子弟の教訓のために作られたものであるが、南洲はこの詩の眞意を自ら行ひ、その範を示したるが故に、廣く世に尊ばれ、愛吟されてゐる。
- 二、いくたびも困難にあつて、世の中の辛いも酸いも經驗した後、はじめてその志が堅くなるのである。無事安樂に育つたものは、心身が強くないで駄目である。
- 三、日本男子と生れたからには、美しい玉となつて碎けることを望ましいことで、互の如くつまらぬものとなつて身を全うすることは愧づべきことである。
- 四、さて自分が子孫に遺す家訓を人が知つてゐるかどうか分らないが、自分は子や孫が安樂に暮すために、美田を買うやうなことはしない。

一、人材を採用するに、君子小人の辨、酷に過ぐるときは、却て害を引起すものなり。其故は開闢以來世上一般、十に七八は小人なれば、能く小人の情を察し、其長所をとり、之を小職に用ひ、其の才藝を盡さしむるなり。東湖先生申されしは、小人程才藝ありて用便なれば用ひざればならぬもの也。さりとして長官に居る重職

を授くれば、必ず邦家を覆へすもの故、決して上には立てられぬものぞと也。

一、事大小となく正道を踏み至誠を推し、一事の詐謀を用ふべからず。人、多くは事の差支ふる時に臨み、策略を用ひて一旦其の指支さしつかを通せば、跡は時宜次第工夫の出来る様に思へども、策略の煩ひ屹きつと生じ、事必ず破るるものぞ。正道を以て之を行へば、目前には迂遠なる様なれども、先きに行けば成功は早きものなり。

一、廣く各國の制度を採り、開明に進まんとならば、先づ我國の本體を居る、風教を張り、然して後、徐しゆかに彼の長所を斟酌するものぞ。否らずして猥りに彼に倣なはゞ、國體は衰頹し、風教は萎靡いひして、匡救すべからず。終に彼の制を受くるに至らんとす。

一、忠孝仁愛教化の道は、政事の大本にして、萬世に亘り、宇宙に彌り、易ふべからざるの要道なり。道は天地自然のものなれば、西洋と雖も決して別なし。

一、人智を開發するとは愛國忠孝の心を開くなり。國に盡し、家に勤むるの道明かならば、百般の事業は從て進歩すべし。或は耳目を開發せんとて電信を懸け、鐵道を敷き、蒸氣仕掛けの器械を造立し、人の耳目を聳動すれども、何故に電信鐵

道の無くては叶はぬぞ、缺くべからざるものぞといふ處に目を注がず、猥りに外國の盛大を羨み、利害得失を論ぜず、家屋の構造より玩弄物に至るまで、一々外國を仰ぎ、奢侈の風を長じ、財用を浪費せば、國力疲弊し、人心浮薄に流れ、結局日本身しんたい代限りの外あるまじき也。

一、文明とは道の普く行はるゝを贊稱せる言にして、宮室の壯嚴・衣服の美麗・外觀の浮華を言ふにはあらず。世人の唱ふる所、何が文明やら何が野蠻やら些ちつとも分らぬぞ。予嘗て或人と議論せしことあり。西洋は野蠻ちやと云ひしかば、否な文明ぞと争ふ。否な否な野蠻ちやとたゞみかけしに、何とてそれほどに申すにやと推せしゆゑ、實に文明ならば、未開の國に對しなば慈愛を本とし、懇々説諭して開明に導くべきに、然は無くして、未開蒙昧の國に對するほどむごく殘忍の事を致し、己を利するは野蠻ちやと申せしかば、其の人、口をつぼめて言無かりきとて、笑はれける。

一、西洋の刑法は、専ら懲戒を主として、苛酷を戒め、人を善良に導くに注意深し。故に、囚獄中の罪人をも、如何にも緩るやかにして、鑒かん誠じやうとなるべき書籍を

與へ、事に因りては、親族朋友の面會をも許すと聞けり。最も聖人の刑を設けられしも、忠孝仁愛の心より鰥寡孤獨を感み、人の罪に陷るるを恤ひ給ひしは深けれども、實地手の屈きたる今の西洋の如くありしにや、書籍の上には見え渡らず、實に文明ちやと感ずるなり。

一、租税を薄くして民を裕にするは、即ち國力を養成するなり。故に國家多端にして財用の足らざるを苦むとも、租税の定制を確守し、上を損して下を虐げぬものなり。能く古今の事迹を見よ、道の明かならざる世にして、財用の不足を苦むときは、必ず曲智小慧の俗吏を用ひ、巧に收斂して一時の缺乏に給するを理財に長ぜる良臣となし、手段を以て苛酷に民を虐たげる故、人民は苦惱に堪へ兼ね、收斂を逃れんと自然譎詐狡猾に趣き、上下互に欺き、官民敵讐となり、終に分崩離拆に至るにあらずや。

一、高い税金を取りたてること。

二、いつはり、するくなること。

三、分崩離拆は分れくづれ離れわかれる。即ち解體することをいふ。

一、會計出納は制度の由で立つ所、百般の事業皆是より生じ、經綸中の樞要なれば、慎まねばならぬ也。其の大體を申さば、入るを量りて出づるを制するの外、更に他の術數なし。一歳の入るを以て百般の制限を定め、會計を總理するもの、身を以て制を守り、定制を超過せしむ可からず。然らずして時勢に制せられ、制限を慢にし、出づるを見て入るを計りなば、民の膏血を絞るの外あるまじきなり。然らば假令事業は一旦進歩する如く見ゆるとも、國力疲弊して濟救すべからず。

一、常備の兵數も亦會計の制限に依る。決して無根の虚勢を張る可からず。兵氣を鼓舞して精兵を仕立なば、兵數は寡くとも、折衝禦侮共に事缺くまじき也。

一、折衝は敵の衝き來るをくじき止むること、それより外交上驅引談判することにもいふ。禦侮はあなどりを禦ぐこと。

一、節義廉恥を失ひて國を維持するの道決してあらず、西洋各國同然なり。上に立つ者、下に臨みて、利を争ひ義を忘るゝときは、下皆之に倣ひ、人心忽ち財利に趨り、卑吝の情日々に長じ、節義廉恥の志操を失ひ、父子兄弟の間も錢財を争ひ、

相讐視するに至る也。斯の如くなり行かば、何を以て國家を維持すべきぞ。徳川氏は將士の猛き心を殺ぎて世を治めしかども、今は昔時戰國の猛士より猶一層猛き心を振ひ起さずば、萬國對峙は成るまじき也。普佛の戰、佛國三十萬の兵、三ヶ月の糧食ありて降伏せしは、餘り算盤に精しき故なり。」とて笑はれき。

一、物質的利害に心をうばはれること

一、正道を踏み國を以て斃るゝの精神無くば、外國交際は全かる可からず。彼の強大に畏縮し、圓滑を主として、曲げて彼の意に従順するときには、輕侮を招き、好親却て破れ、終に彼の制を受くるに至らん。

一、談、國事に及びし時、慨然として申されけるは、國の凌辱せらるゝに當りては、縱令國を以て斃るゝとも、正道を踐み、義を盡すは、政府の本務なり。然るに平日金穀利財の事を議するを聞けば、如何なる英雄豪傑かと思ゆれども、血の出づる時に臨めば、頭を一所に集め、唯目前の苟安を謀るのみ、戰の一字を恐れ、政府の本務を墜しなば、商法支配所と申すものにて、更に政府には非ざるなり。

一、古より、君臣共に己を足れりとする世に治功の擧りたるはあらず。自分を足れ

りとせざるより、下々の言も聽き入るゝものなり。己を足れりとするれば、人己れの非を云へば忽ち怒るゆゑ、賢人君子は之を助けぬなり。

一、何程制度方法を論ずるとも、其人に非ざれば行はれ難し。人有て後、方法の行はるゝものなれば、人は第一の寶にして、己れ其人に成るの心懸け肝要なり。

一、道は天地自然の道なるゆゑ、講學の道は敬天愛人を目的とし、身を修するに克己を以て終始せよ。己れに克つの極功は母^(三)意母^(三)必母^(三)固母^(三)我と云へり。總じて人は己れに克つを以て成り、自ら愛するを以て敗るゝぞ。能く古今の人物を見よ、事業を創起する人、其事大抵十に七八までは能く爲し得れども、残り二つを終りまで成し得る人の稀なるは、始は能く己を慎み事をも敬する故、功も立ち名も顯はるゝなり。功立ち名顯はるゝに従ひ、何時しか自ら愛する心起り、恐懼戒慎の意弛み、驕矜の氣漸く長じ、其爲し得たる事業を負み、苟も我事を仕遂げんとて、まづき仕事に陥りて、終に敗るるものにて、皆自ら招くなり。故に己れに克ちて、^(三)賭す聞かざる所に戒慎するものなり。

一、敬天愛人の語は、南洲の大精神を表すもので、私學校およびその分校には、これを

扁額として掲げしめた。しかし、この語に含まれてゐる南洲の精神は極めて深遠で、その眞底に至ることはむづかしいが、當時の學者で、南洲の祕書ともいふべき今藤宏は、次のやうに解義して、これを私學校生徒に傳へてゐた。

天ハ只彼ノ蒼々ノ大空ヲ云フニ非ズ。敬ハ只上天ニ向テ禮拜スルガ如キヲ云フニ非ズ。天ハ即チ理ナリ。三綱五常皆天ヨリ出ズ。故ニ人常ニ道理ヲ謹ミ守リ、暗黒ノ中、幽獨ノ時ト雖モ、一念道理ニ違ハズ。此レヲ天ヲ敬スト云フ。

人ハ皆吾ノ同胞ナリ。天ハ生物ヲ以テ心トス。人ハ天ノ心ヲ受テ生ル。其ノ徳ヲ仁トイフ。仁ハ即チ愛ノ理ナリ。故ニ人私慾ナクシテ、仁ノ徳ヲ全フシ、廣ク衆ヲ愛シテ、物我ノ間テナカルベシ。此レヲ人ヲ愛スト云フ。

一、意とは意地を張ること。必とは是非やるぞと力むこと。固とは遍屈なること。我とは自分の意見を無理にでもとほすこと。これらは悉く利心、私利、私欲である。己に克つには、この四つのものを根絶せねばならぬといふのである。この語は論語の子罕篇にある一節で、孔子の徹底的な修養を述べたものである。

三、たかぶり、ほこること。

一、己れに克つに、事々物々、時に臨みて克つ様にては克ち得られぬなり。豫て氣

象を以て、克ち居れよとなり。

一、學に志す者、規模を宏大にせずばある可からず。然れども、唯ここにのみに偏倚すれば、或は身を修するに疎になり行く故、終始己に克ちて、身を修するなり。規模を宏大にして己れに克ち、男子は人を容れ、人に容れられては濟まぬものと思へよと、古語を書いて授けらる。

恢ニ宏其志氣者、人之患莫大乎自私自吝安卑俗而不以古人自期。

(其の志氣を恢宏せんとする者、人の患は自ら私し自ら吝にして、卑俗に安んじ、而して古人を以て自ら期せざるより大なるはなし)

その志をひろめようとするものにとつて、最も大きな患となることは、自ら私欲にとらはれ、自ら心をせまくして、平凡なことに安んじ、古の偉人を手本にして發奮しようとしな

いことである。

古人を期するの意を請問せしに、堯舜を以て手本とし、孔夫子を教師とせよとぞ。

一、道は天地自然のものにして、人は之を行ふものなれば、天を敬するを目的とす。

天は人も我も同一に愛し給ふ故、我を愛する心を以て人を愛するなり。

一、人を相手にせず、天を相手にせよ。天を相手にして、己を盡し、人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ぬ可し。

一、己れを愛するは、善からぬ事の第一なり。修業の出来ぬも、事の成らぬも、過を改むる事の出来ぬも、功に伐り驕慢けうまんの生ずるも、皆自ら愛するが爲なれば、決して己れを愛せぬものなり。

一、過を改むるに、自ら過ちたときへ思ひつかば、夫にてよし。其事をば棄てて顧みず、直に一步踏み出すべし。過を悔しく思ひ取り、繕はんとて心配するは、譬へば茶碗を割り、其の缺けを集め合せ見るも同じにて、詮もなきことなり。

一、道を行ふには、尊卑貴賤の差別なし。摘つまんで言へば、堯舜は天下の王として萬機の政事を執り給へども、其職とする所は教師なり。孔夫子は魯國を始め、何方へも用ひられず、屢々困厄に逢ひ、匹夫にて世を終へ給ひしかども、三千の徒、皆道を行ひしなり。

一、道を行ふものは、固より困厄に逢ふものなれば、如何なる艱難の地に立つとも、事の成否身の死生などに少しも關係せぬものなり。事には上手下手あり、物には

出来る人・出来ざる人あるより、自然心を動かす人もあれども、人は道を行ふものゆゑ、道を踏むには上手下手もなく、出来ざる人もなし。故に只管道ひたすらを行ひ道を樂み、若し艱難に逢ひて之を凌がんとならば、彌々道を行ひ道を樂む可し。予、壯年より艱難といふ艱難にかゝりし故、今はドンナ事に出會ふも動搖は致すまじ。夫れだけは仕合せなり。

一、命をいらす、名もいらす、官位も金もいらぬ人は、始末に困るものなり。此の仕抹に困る人ならでは、艱難を共にして國家の大業は成し得られぬなり。されども斯様の人は凡俗の眼には見得られぬぞと申さるゝに付、「孟子に、天下の廣居に居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行ふ。志を得れば民と之に由り、志を得ざれば獨り其道を行ふ、富貴も淫すること能はず、貧賤も移すこと能はず、威武も屈すること能はずと云ひしは、今仰せられし如きの人物にや」と問ひしかば、いかにも其の通り、道に立ちたる人ならでは、彼の氣象は出ぬなり。

一、道を行ふものは、天下擧て之を毀るも足らざるとせず、天下擧て譽むるも足れりとせざるは、自ら信ずるの厚きが故なり。其工夫は韓文公が伯夷頌を熟讀し

て、會得せよ。

南洲は韓文公（韓退之）の伯夷頌を常に愛讀し、自ら伯夷の如き高潔を以て身を持してゐた。明治二年、相良氏の需に應じて自書された掛軸も残つてゐる。伯夷頌とは伯夷と叔齊といふ二人の兄弟の義心を稱讚した文である。この二人は殷の紂王の時代に生れた。紂王は悪政を行つたので、周の武王がこれを討伐に出かけた。その時、伯夷と叔齊は、臣として君を討つことの不正なるを諫めたが用ひられず、天下は周の世となつた。二人は周に仕へることを恥じて、首陽山に入り、蕨を取つて食し、遂に餓死したと傳へられてゐるが、その堅い節操は、後世に名高いものである。伯夷頌はその内容にふさはしい名文である。

士の特立獨行するは義に適するもののみ。人の善惡（批評）を顧みざるものは皆豪傑の士なり。道を信すること篤くして、自ら知るは明かなるものなり。一家これを非とするも力行して惑はざるものは寡し。一國一州これを非とするに至るも、力行して惑はざるものは、蓋し天下一人のみ。舉世これを非とするも、力行して惑はざるものは、則ち千百年にして乃ち一人のみ。伯夷の如きものは、天地を窮め、萬世に亘りて顧みざるものなり。照乎として日月も明となすに足らず、萃乎として泰山も高しとなすに足らず、巍乎として天地も容となすに足らざるなり。殷の亡び周の興るに當りて、微子（紂の兄）賢なり。祭器を抱いて

之を去る。武王周公（武王の弟）聖なり。天下の賢士を促へ、天下の諸侯と與に往いて之を攻む。未だ嘗て之を非とする者あるを聞かざるなり。かの伯夷と叔齊とは乃ち獨り以て不可と爲す。殷既に滅ぶ。天下周を宗（主）とす。彼の二子は乃ち獨り其の粟を食ふを恥ぢ、餓死して顧みず。繇りて是に言ふ。それ豈に求めて（名を）爲すに有らんや、道を信すること篤くして自ら知ること明かなり。今世の所謂士なる者は、一凡人之を譽むれば則ち自ら以て餘り有りとなす。一凡人之を沮めば、則ち自ら以て足らざるとなす。彼獨り聖人に非ず。而して自ら是れ此の如し。それ聖人は乃ち萬世の標準なり。余故に曰く、伯夷の如き者は、特立獨行して天地を窮め、萬世に亘りて顧みざるものなり。然りと雖も二子なかりせば、亂臣賊子、後世に跡を接せん。」

一、道に志す者は、偉業を貴ばぬものなり、司馬溫公は、閨中にて語りし言も、人に對して言ふべからざることなしと申されたり。獨を慎むの學推して知るべし。人の意表に出で、一時の快適を好むは、未熟の事なり、戒む可し。

一、平日、道を踐まざる人は、事に臨みて狼狽し、處分の出來ぬものなり。譬へば近隣に出火あらんに、平生處分あるものは、動搖せずして取り始末も能く出来る

なり、平日處分なきものは、唯狼狽して中々取り始末どころには之れ無きぞ。それも同じにて、平生道を踐み居るものに非ざれば、事に臨みて策は出来ぬものなり。予、先年出陣の日、兵士に向ひ、我が備の整不整を、唯、味方の目を以て見ず、敵の心になりて一つ衝て見よ、それは第一の備ぞと申せしとぞ。

一、作畧は平日致さぬものぞ。作畧を以てやりたる事は、其迹を見れば善からざる事と判然にして、必失體之れ有るなり。唯、戦に臨みて作畧なくばある可からず。併し、平日作畧を用ふれば、戦に臨みて作畧は出来ぬものぞ。孔明は平日作畧を致さぬ故、あの通り奇計を行はれたるぞ。予、嘗て東京を引きし時、弟に向ひ、是まで少しも作畧をやりたること有らぬ故、跡は聊か濁るまじ。それ丈は見れと申せしとぞ。

一、人を籠絡して陰に事を謀る者は、よし其事を成し得るとも、具眼者より之を見れば、醜状著しきぞ。人に推すに公平至誠を以てせよ。公平ならざれば、英雄の心は決して攪られぬものなり。

一、聖賢に成らんと欲する志無く、古人の事迹を見て迎も企て及ばぬといふ様なる

心ならば、戦に臨みて逃るよりも猶ほ卑怯なり。朱子も白刃を見て逃るものは、どうもならぬと言はれたり。誠意を以て聖賢の書を読み、其處分せられたる心身に體し、心に驗する修行いたさず、唯、斯様の言・斯様の事といふのみを知りたりとも、何の詮なきものなり。予、今日人の論を聞くに、何程尤もに論ずるとも、處分に心行き渡らず、唯口舌の上のみならば少しも感ずる心之れなし。眞に其處分ある人を見れば、實に感じ入るなり。聖賢の書を空しく讀むのみならば、譬へば人の劍術を傍觀するも同じにて、少しも自分に得心出來ず、自分に得心出來ずば、萬一立ち合へと申されし時、逃るより外あるまじきなり。

一、天下後世までも信仰悦服せらるゝものは、只是れ一箇の眞誠なり。古より父の仇を討ちし人、其の數擧げてかぞへ難き中に、獨り曾我の兄弟のみ、今に至りて兒童婦女子まで知らざるものあらざるは、衆に秀で、誠の篤き故なり。誠ならずして世に譽めらるゝは、僥倖の譽れなり。誠篤ければ、縦令當時知る人無くとも、後世必ず知己あるもの也。

一、世人の唱ふる機會とは、多くは僥倖の仕當てたるを言ふ。眞の機會は理を盡し

て行ひ、勢を審かにして動く云ふにあり。平日、國・天下を憂ふる誠心厚からずして、唯時のはすみに乗じて成し得たる事業は、決して永續せぬものぞ。

一、今の人、才識あれば事業は心次第に成さるゝものと思へども、才に任せて爲す事は、危くして見て居られぬものぞ。體有りてこそ用は行はるゝものなり。肥後の長岡先生の如き君子は、今は似たる人をも見るることならぬ様になりたるとして、嘆息なされ、古語を書いて授けらる。

夫天下非誠不動、非才不治。誠之至者其動也速、才之周者其治也廣。才與誠合然後事可成。

(夫れ天下は誠にあらざば動かす、才にあらざば治らず。誠の至れるものは其の動くや速に、才の周きものは其の治まるや廣し、才と誠と合して然る後に事成るべし。)

一、翁に従て犬を驅り、兔を追ひ、山谷を跋涉して終日獵り暮し、一田家に投宿し、浴終りて心神いと爽快に見えさせ給ひ、悠然として申されけるは、「君子の心は常に斯くの如くにこそ有らんと思ふなり」と。

一、身を修し、己を正して、君子の體を具ふるとも、處分の出來ぬ人ならば、木偶

人も同然なり。譬へば數十人の客不意に入り來らんに、假令何ほど響應したく思ふとも、豫て器具調度の備無ければ、唯、心配するのみにして、取賄ふべき様あるまじきぞ。常に備あれば、幾人なりとも其の數に應じて賄はるゝなり。夫れ故、平日の用意は肝腎ぞとて、古語を書きて賜はりき。

文非鉛槧也、必有處事之才。武非劍楯也、必有料敵之智。才智之所在一焉而已。

(文は鉛槧にあらざる也、必ず事に處するの才有り。武は劍楯にあらざるなり、必ず敵を料るの智有り。才智の在る所一のみ。)

(この文は宋の陳龍川の酌古論の序文中に在り。鉛槧とは文字を書くこと。)

一、事に當り、思慮の乏しきを憂ふること勿れ。凡そ思慮は、平生、默坐靜思の際に於てすべし、有事の時に至り、十に八九は履行せらるゝものなり。事に當り、卒爾に思慮することは、譬へば臥床夢寐の中、寄策妙案を得るが如きも、翌朝、起床の時に至れば、無用の妄想に類すること多し。

一、漢學を成せるものは、彌々漢籍に就て道を學ぶべし。道は天地自然のもの、東

西の別なし。苟くも當時萬國對峙の形勢を知らんと欲せば、春秋左氏傳を熟讀し、助くるに孫子を以てすべし。當時の形勢と畧ぼ大差なかる可し。

以上

南洲遺訓原書跋文

右數十章、翁ガ口授セラレシヲ吾儕紳ニ書シテ(忘レヌヤウニ)朝夕服膺スル所ノモノ也。然リ而シテ口ニ矢ブルト筆ニ涉ルト間アリ。唯憾ム、吾儕操觚(文ヲ作ル)ノ拙キ、能ク翁ノ辭氣神思ヲ摹寫シテ、見ル人ヲシテ凜然トシテ且暮其人ニ親炙スルガ如キノ感ヲ生ゼシムルニ足ラザランコトヲ。且ツ翁ハ天下ノ大鐘、叩ク者ノ大小ニ從ヒ、其聲モ亦大小アレバ、其奧蘊ニ至リテハ、吾儕固ヨリ測知スル能ハズト雖モ、然レドモ尙ホ或ハ此遺訓ヲ擧ゲテ、其ノ功業ト並ビ照サバ、棟梁ノ材・王佐ノ徳、知行合一ノ君子ナルヲ知ルニ足ラン乎。吾儕幸ニ屢々翁ノ函丈ニ侍スルヲ以テ、讀フ管テ蠹測(小サナ見識デ)スル所ノ盛徳ヲ狀セン。

噫翁乎、天資英邁ノ質ヲ驅リテ深ク堯舜ノ道ニ入り、固ク克己ノ學ヲ執リテ篤ク上天ノ命ヲ敬ス。寬能ク衆ヲ容レ、仁能ク人ヲ愛シ、王ニ勤メテ能ク忠、人ニ與ミシテ能ク信、事ニ臨ミテ能ク敬、變ニ處シテ能ク義、思慮淵深ニシテ規模宏遠、明カニ萬國ノ要領ヲ知り、審カニ彼我ノ長短ヲ辨ジ、幕府ノ奢修文弱ヲ革メ、武ヲ振ヒテ文明ヲ敷カント欲ス。事ヲ措シ、業ヲ創スル、必

ズ敬シテ天意ヲ迎へ、務メテ大體ヲ立テ、其本源ヲ凡庸ノ測知スル能ハザルノ前ニ定ム。難キヲ先ニシ獲ル事ヲ後ニシ、必ズ數世ノ後ヲ規シテ而シテ之ヲ處ス。處スルニ臨ミテ事ノ難易ヲ問ハズ、身ノ患害ヲ顧ミズ、造次(簡單ナコトヲ急)必ズ道ニ於テシ、顛沛(ワヅカナ事ヲス)必ズ義ニ於テス。之ヲ望メバ恟々トシテ技能無キノ人ノ如ク、大節ニ臨ミ疑事ヲ決スルニ當リテ一タビ言ヲ出セバ神明英發、正大ノ氣蕩々トシテ江河ヲ決スルガ如ク、能ク之ヲ禦ムル事ナシ。居處恭儉ニシテ深ク驕泰ヲ戒ム。身、上將ノ尊ニ處リ、群臣ノ上ニ立ツモ、宅舍陋隘、衣菲服薄、閨ニ妾媵ノ襲レ無ク、室ニ絲竹ノ娛ミ無シ。官給ノ餘ス所、盡ク之レヲ親戚朋友ノ急ニ周ス。王事執掌ノ中、常ニ綽々トシテ餘裕有リ。道ニ志スノ士、教ヲ請フ者アレバ循々トシテ之ヲ誘シ、倦怠ノ色ナシ。其閑話清談ノ時ニ在テハ溫容暖々、膝ヲ枕シテ眠ル可ク、道義ヲ論ジ、及ビ、國事ヲ議スルノ談ニ至リテハ、峻貌嶽峙、辭氣嚴厲、人ヲシテ凜然トシテ心形俱ニ肅シ、精神頓ニ發セシム。仰ギテ天ニ愧ヂズ、伏シテ人ニ炸ヂズ、夫レ此ノ如シ。故ニ其冠ヲ掛ケ故山ニ歸ルヤ、三州ノ士民、老者ハ之ヲ安ンジ、朋友ハ之ヲ信ジ、少者ハ之ニ懷ク。海内ノ士、皆ナ領ヲ延キテ(首ヲ延)南望シ、其ノ風采ヲ想慕ス。實ニ人倫ノ表正ニシテ五百歳ノ名世(一世ニ名)也。古人謂ヘル有リ、云ク「其人存スレバ其政舉リ、其人亡スレバ其政息ス、」又云ク「必非常ノ人有テ而シテ後チ非常ノ功有リ」ト。嗚呼數百歳ノ綱業ヲ變ジテ能ク回天ノ業ヲ成ス者、一ニ翁ノ盛徳彼レガ如キニ倚

ル也。而シテ今已ニ既ニ没ス。詩ニ云ク「老成人無シト雖モ、尙ホ典型有リ」ト。故ニ吾儕翁ノ肖像ヲ建立スルニ當リテ、其遺訓ト盛徳トヲ録シテ之ヲ公ニス。庶幾クハ天下同感ノ人ト篤ク此遺訓ヲ追想シ、敬天ノ恭ニ據リ、愛人ノ仁ニ依リ、尊王ノ忠ヲ盡シ、顯親ノ孝ヲ期シ、躬ノ故ニ非ザルノ勇ヲ振ヒ、能ク容ル、ノ寛ヲ養ヒ、偏無ク黨無ク、皇極ヲ翼賛シ、萬國凌駕ノ道ヲ立テ、以テ國光ヲ海外ニ觀セバ、翁ニ於テ夫ノ光有ラン事ヲ。

篠原冬一郎宛

明治八年六月十九日(鹿兒島にて)

今日は有川十右衛門より無_レ據被_ニ相誘、櫻島へ參候付、四五日は相掛可_レ申と奉_レ存候間、何卒御頼申上候。毎度不埒千萬御座候得共、宜敷奉_レ希候。吉野の家買入の儀は縣廳よりの賦方相濟候はば、彌買受候儀決定いたし候間、何分早目に相知候様究可_ニ申遣置候付、相分候は_レ直様御引取被_ニ成下、買入等の手敷宜敷御頼申上候。米買入の儀は罷歸候上、取計可_レ申候付、左様御含可_レ被_ニ成下候。扱大なた五本、大よき五本、中よき五本、まさかり五本、是又注文いたし置候間、左様思召可_レ被_レ

下候。此旨乍_ニ略儀_ニ以_ニ書中_ニ御願申上候。頓首。

六月十九日

追啓上今夕は_(五)コソフスより參候様申來居候處、失敬相働き候付、宜敷御取成し置被_レ下度、是又奉_レ希候

西郷吉之助

篠原冬一郎様

要詞

尙々三日も相過候は_レ、大_(六)山方へ御催促被_ニ成下_ニ度御頼申上候。

- 一、篠原國幹、私學校の主事格である。
- 二、櫻島へ行つて來るから、私學校の方よろしく頼むといふのである。
- 三、吉野開墾社の近くに隆盛の家を求めようと考へてゐたのである。
- 四、大なた(大鉞)大よき(大斧)中よき(中斧)まさかり(鉞)何れも開墾用である。
- 五、私學校の外語教師。
- 六、縣令大山綱良方へ、家の値段の見積が出来たかどうか催促せよといふのである。

篠原冬一郎宛

明治八年十月八日 (鹿兒島にて)

朝鮮の儀は數百年來交際^(一)の國にて、

御一新已來其間に葛藤を生じ、既五六ヶ年及談判、今日其結局に立到候處、全交際無之、人事難盡國と同様の戰端を開候儀誠遺憾千萬に御座候。譬此戰爭を開にもせよ、最初測量の儀相斷、彼方承諾の上發砲に及候へば、我國へ敵する者と見做し可申候得共、左も無之候て發砲に及候共、一往は談判致し、何等の趣意にて如此時機に至候か是非可相糺事に御座候。一向彼を蔑視し、發砲いたし候故、及應砲候と申すものにては、是迄の交誼上、實に天理に於て可耻の所爲に御座候。箇様の場合に臨み、開口肝要の譯にて、若哉難すべき處出來いたし候得へば必可救の道を各國に於て生じ可申、其期に至り候へば、天下の惡む處に御座候。

一、此戰端を開き候儀は大きな疑惑を生じ申候。是迄の談判明瞭不致候處、此度條理を積み、既に結局の場合に押來り、彼の底意も判然いたし候へば、此上は大臣

の内より派出いたし、道理を盡し、戰を決し候はゞ、理に戰ふものにして、弱を凌の謗も無之、且隣國よりも應援すべき道相絶可申、乍然此手順を不經候ては全く跡戻の形現然相顯、要路の人々天下に其罪を可謝事に成立、勢如何共不可爲を恐れ、姦計を以是迄の行掛は水泡に歸し、別に戰端を振替候ものか、又は大臣を派遣致候儀を恐れ、如此次第に及候か、何分にも道を盡さず、只弱を慢り、強を恐れ候心底より起り候ものと被察申候。樺太一條より、魯國の歡心を得て、樺太の紛議拒まんが爲に事を起し候も不^(二)相知、或は政府既に瓦解の勢ひにて、如何共可爲術計盡果、早く此戰場を開き、内の憤怒を迷し候ものか、いづれ術策上より起候ものと相考申候。此末東京の舉動如何を可見處に御座候。二三度の報告を得候はゞ、曲相分可申と奉存候。此旨愚考の形行迄申上候。頓首。

十月八日

西郷吉之助

篠原冬一郎様

一、朝鮮江華島事件についての所感を述べたものである。

二、明治元年十二月、對馬藩をして王政維新の旨を朝鮮國に通告して修交を圖らしめた。しか

るに朝鮮にあつては、國王は若年なりしたため、實父大院君が政を攝し、排外鎖國主義を執つてゐた際であつたから、百方條約を拒絶する態度に出で、爾來、談判を重ねたが好轉しなかつた。そこで征韓論が起つたのであつた。

三、江華島事件である。これは明治八年九月、我が軍艦雲揚は、韓國西海岸から清國牛莊に至るまでの海路を測量すべき任務を帯び、二十日午後一時半、艦長井上少佐、士官以下數名を率ゐて端艇に乗り、測量に従ひつゝ、同五時半、江華島の南東端なる草芝砲臺附近を通過せんとした時、突如砲臺から砲撃を加へた。そこで一旦歸艦の上、翌二十一日準備を整へて前進し、草芝砲臺を砲撃して相互の間に砲火を交ふること約二時間、終に砲臺を沈黙せしめ、二十三日には永宗城を砲撃し、二十八日長崎に歸着した。これが有名なる江華島事件である。尋で十二月九日、政府は陸軍中將參議黒田清隆を特使、元老院議員井上馨を副使として韓國に派遣することとし、九年一月六日、兩全權は玄武丸に塔じ、日進以下五艘を率ゐて、品川灣を發した。十五日釜山發、二月十日江華府に赴き、適法の手続きによつて談判を進め、二月二十七日、兩國全權の間に條約を結び、二十八日、歸朝の途に着いたのである。

四。この年五月八日、千島と樺太の交換條約が成立した。

大山綱良宛

明治八年十一月二十九日(鹿兒島にて)

先朝は遠方迄御來臨被_ニ成下_ニ厚御禮申上候。御沙汰の趣は校中え得と吟味いたし吳候様申置候間、自然落著の上、何分申上候様可_レ致候。將又粗御咄申置候加治木方限區長の處え別府晋介、帖佐方限えは逸見十郎太、御居被_レ下候へば御心易談合いたし、十分取はまり可_レ申旨、當人共も申事に御座候間、何卒右の御運被_ニ成下_ニ度奉_レ願候。左候へば、私共も何か氣を付、人心能維持いたし候様御世話いたし可_レ申候。第一兵事の人も、事務に携り候へば、大に鍊磨の道にも相成、多幸の譯に御座候。御案内通り兵事におひて、茶家をかぶり候連中に御座候故、一層研究の心得御座候間、厚心を用可_ニ申上_ニと存候。只濶計の爲に祿を求め候者とは大に趣向も相變り候に付、宜敷御汲取可_レ被_レ下候。其節承知いたし候三ヶ所の儀、打合候處、加世田方限には小倉壯九郎、伊作方限には河野主一郎、隈之城には廣瀬喜左衛門を御繰合被_レ下候へば、十分立直し方向も相定可_レ申と奉_レ存、其外難場の處御座候は、

爲御知被下候は、^(七)人数は澤山御座候に付、御調可ニ申上候。此旨荒々奉得御意候。頓首。

十一月廿九日

西郷 拜

大山 様

- 一、大山縣令から、鹿兒島縣内各地方（方限）の區長や警官を、私學校の人才中から採用したいといふ相談を受け、その最初の人達を報告したのである。
- 二、奮發勉勵。
- 三、茶家（ちよか）とは土瓶のこと。ちよかをかぶるとは、何か失敗があつて社交を絶たれた場合にいふ。こゝでは兵事に失敗した連中、即ち近衛武官の職を辭した連中といふ意味である。
- 四。濶計は活計で、生活の手段である。
- 五、そのころ、地租改正に付き、檢地のことが始まり、各地に物議が起きたので、その抑へのため、また、檢地の正確公平を期するため、區長に然るべき人物を要したので、その任に適する人才を推薦したといふ自自ある言葉である。
- 六。難問題のある地方。

七、人数が多いといふだけでなく、有爲の人物が揃つてゐるから、なほ必要ならば、幾人でも選んで出すといふ意味である。とにかく、この地租改正は、次の年にわたつて行はれたが、隆盛は縣當局を勵まし、直接間接これに盡力して、この事業の完成を助けた。

(二) 風紀取締に關する上申書

私共儀奉職以來日夜^(三)勉非違の者を懲し、人民保護の實蹟相立、職掌上に於て不_レ耻處有_レ之度苦慮罷在候處、一向非違の者を戒め候のみにては保護の實効とも不_レ被_レ存、いづれ人民の品行も善に進み、隨て風俗も一新致し、非違のもの無_レ之様善事を起し、其上非違のものを責候得ば、職務に於て不_レ恥場合に立到可_レ申と奉_レ存候。然るに大門口並^(三)尾畔^{をころした}下邊等に於て藝妓と唱へ候者、渾て其實賣淫女にて候得ば、處刑可_レ相成_レ者共に御座候處、既に默許の姿に成行、今更刑を加候ても時機を失し、如何とも禁止の手段無_レ之候付、即今御英斷を以此醜惡御掃蕩不_レ被_レ爲_レ在候ては、人民品行を慎_レ各其業を勵、風俗敦厚に赴き候儀、千萬有_レ之間敷、就ては他縣より入來居候

者は得と御諭解相成、夫々相當の刑法可處事候得共、御寛容被爲在候付、是非婦人の職業を相守、一家脩め決て倫理を不亂様との旨を以本縣え送返し、縣下の者は右同様御諭し相成、此上又々法律を犯し候ては屹と可及處刑旨厚御申聞相成候て、家族等え被引渡是非悔悟いたし候様有之度儀と奉存候。畢竟賣淫女の世教に妨害を成し候儀如何共不測、勿論野蠻の醜體を不測免のみならず、産あるものは産を敗り、産なきものは終に竊盜に陥り候事蹟顯然たる次第に御座候。幾度勘考に涉り候ても此醜惡御一洗無之候ては、人民を惡道に導候筋に相當り、教ざる民杯の事に無之、況や天理におひて可耻所爲に御座候へば、十分職務を以只此醜惡より生じ來候罪科を責め詰候儀、實に不可忍事に御座候。今や浮薄の俗に悉く陥り候場合にも至兼候故、可救にも可廢にも爲し安く候得共、今形四五ケ年も經候はゞ、決て着手の道も盡果候時體に押し移り可申、さ候へば禍を後昆に残し、且醜聲を流され候場合かと、實に遺憾此事と奉存候。尤賣女買込候家主は少は迷惑可致候得共、萬民の爲には難替事に候に付、大小輕重を能々御洞察被爲在、速に廢絶の御命令有之度、若し遷延いたし候ては、百端苦情も相起可申候間、何分に

も早く御一掃被爲在、其上賣姪女の律御確定相成候へば、屹と相止候様十分相盡可申儀と一同申談し、此段申立候也。

一、警察官のため代作した上申書の原稿である。

二、法に反するもの。

三、大門口は舊藩時代の安永年間、江戸の吉原にならつて設けさせた花柳の町。

尾畔下は鹿兒島郊外の地名。

送木尾君、日高君、救仁郷君三子之佛國序

明治八年

三子者將行。臨別不能無言。而我豈特爲痛離群乎哉。乃欲言之、淚先下。吾情猶見昔日戰亡之諸君而別也。嗚呼雖彼人亡以此人代之。彼魂魄必有保護焉。何以得代彼人一乎。特有正氣焉。彼正氣憤然發而斃焉。子其維持正氣而行矣。正氣所存、一焉而已。三子者往矣。嗚呼正氣誰憚而不維持乎。

一、明治八年、賞典學校より第一回の留學生をフランスに送るに際し、激勵した辭である。木

尾滿次、日高正雄、救仁郷哲志の三人である。

二、(譯讀)三子は將に行かんとす。別に臨んで言無き能はず。而して我豈特に離群を痛むが爲ならんや。乃ち之を言はんと欲すれば、涙先づ下る。吾が情は猶ほ昔日戦亡の諸君を見て別るゝが如きなり。嗚呼、彼の人亡しと雖も此の人を以て之に代ふ。彼の魂魄必ず保護する有らん。何を以て彼の人に代ふるを得んか、特に正氣有るのみ。彼の正氣憤然として發して斃れたり。子(君たち)其れ正氣を維持して行けよ。正氣の存する所は一のみ。三子は往けよ、嗚呼正氣誰を憚つて維持せざらんや。

三、實に南洲の精神に於ては、忠勇なる戦歿將士を蘇生せしめるといふのが、青年教育の眼目であつた。

某氏宛(鹿兒島より
佛蘭西へ)

再三の御懇書忝拜誦いたし候。彌以御堅固被遊御勤務候段奉恐賀候。陳ば其許留學生徒三人、出帆の節、船賃等の條件に御疑惑の廉有之、其他詳悉御氣を被付て、學問におひても必地所を可撰等の事、逐一に被仰越、厚御禮申上候。畢竟

船賃の一條に付ては、(三)コツプス氏え打任せ置候義にては無之、深見氏え相托し、此人在京にて、旁周旋いたし、金子の差引等候義にて、全く、コツプス氏私せし所爲に無之、船賃を直下いたし吳候餘金は、當人共えも相與置、又學費資出の方に入込候事にて、決て御案勞被下候様の譯にては無之。尤學資金は一ヶ月分は、爲替屋え入付置候て、世話人は其内より三ヶ月分ツ、相受取、一ヶ月の入用丈仕拂いたし吳候譯にて、其餘決て相受取候義は不相調次第に御座候。將又都府におひては、被仰越候通、表服類等に至り候ても、立派に無之候ては外聞不宣とか、只外飾に氣を付候義專一に相成、何の爲めに學問いたし候か、趣向不相立様成行候ては第一の國辱に可有之候。畢竟、此生徒等におひては御案内も被爲在候はん、我輩に下し賜候賞典高の義、幾度御辭退申上候共、御許容無之、勿論可辭の筋よりして、一藩の賞典をも不行、只戦死の者のみ家族の扶助米三十年を限り被成下候事にて、こゝに至我輩の賞典高御許容無之迎、(五)人々賞典を頂戴いたし候ては、甚以不公平の處分に陷候付、此賞典は皆相纏め、學校を設け、往先十分の士官を拵候様との趣旨を以取起し候。就ては此賞典は隊中のもものと相成候付、其趣意貫徹致し

候様、盡力の次第に御座候へば、只學業にのみ志を專にして勉勵可_レ致譯にて、第一外飾の念薄き處を撰候義、本旨の事に御座候間、語學等の初業自由に相成、大學校に入込候様成行候はゞ、其節は必都府に出で、學び候義も可_レ有_レ之候得共、初より繁華の風に推移、志を奪はれ候ては、隨て品行も敗れ、兵事の人と相成候義、萬々無_レ覺束_レ候付、堅く約條もいたし差出候上の事にて、違背の者は速に引戻し候付、此末御煩を懸け候義は決して無_レ之ものと見居候間、若不勉勵の廉御聞及御座候はゞ、早速御督責の處偏奉_レ願候。其他の義は別段御配慮不_レ奉_レ願候間、宜敷御含可_レ被_レ成下_レ候。此旨御禮答旁如_レ此御座候。以上。

一、本書は西郷家に遺つてゐた草稿の寫して、日附も宛名もないが、内容から考へると明治八年佛國に留學させた三學生（前書参照）の監督を、そのころ佛國に滞在中の某氏に依頼した文である。

二、某氏からの來書に、留學生の船賃に對する疑念があつたので、それに答へ、併てその他の件をも申送つたのである。

三、コップスは鹿兒島に來てゐる外人教師。

四、また某氏の手紙に、はじめからパリーの如き繁華な大都市に出ることは、外面の體裁に心奪はれて、勉強が進まぬと注意して來たのに同意を表したのである。

五、南洲以外の賞典祿も加はつてゐることが、これで明かである。（明治六年四月の集義塾建設本旨の注解参照）

某氏宛

明治八年（鹿兒島より佛蘭西へ）

佛國え差出候留學生は全體、軍功の褒賞として朝廷より各人え年々下賜候金子、都て相集め、學校を設け、生徒を教育し、是を以_レ戰爭の節相失ひ候數多の士官を蘇生せしむるの趣意にて、取起し候事候得ば、生徒は固より、尋常の心得にては曾て無_レ之、戰死の士官に可_レ成易_レ志願を以_レ修行いたし候譯に候得ば、必卒業無_レ之候ては不_レ相濟_レ譯に御座候故、發足の節も深く戒差出候處、却て彼地におひては、三人共に不勉強の趣相聞得申候。就ては彼教師におひては餘程丁寧に教諭方被_レ成下_レ候趣にて、私共に至り別て厚汲受居可_レ謝の言葉を不_レ知仕合に御座候。此上は追々生徒

も差出候付ては、萬事御教授を希ひ候事にて、偏御依頼に及候上は、譬同國の者にても、如何程誘導致し候共、決して可動道理無之候付、其邊は屹と御構被下間敷、勿論生徒の内幾重にも御教諭を蒙候共、承引不致候は、教師の見切を以直様歸國を御許可被下旨、貴丈より委細御申遣被下度、此段御願申上候也。

- 一、これも前書と同じく佛國滞在中の某氏に送つた手紙の草稿で、第一回留學生の三人が不勉強の噂を聞き、それに對する訓戒を依頼したのである。
- 二、學校設立と留學の趣旨を述べて、尋常一様のものではないことを示したのである。
- 三、第二回留學生は野津傳之丞、相原西一郎の二人を、明治九年に派遣した。勿論二人とも幼年學校生徒中から選拔せられ、賞典祿を以て學資に當てたのである。

某氏宛

明治八年 (鹿兒島より佛蘭西へ)

一、賞典學校より海外派出の人員學業最勤べく、最慎べき事顯然たり。如何となれば、昔時戰鬥忠死の心を以て心として永く存在せしめ候本旨なれば、生きかへり

候道理なれば、固より其責重く其任又厚といふべし。豈尋常の洋行にあらんや。

一、學生中、若し志鈍れ、學業得不遂におひては、隨て士官事業に離れ、武夫の道を失ひ、一同の精神にも差響き、且、著眼いづれに止るやも不_二相分_一、必道義心肝に不_レ貫ものに陥り、如何とも爲すべからざる事。

一、三士彼地におひて、教師に對し、授讀の時間を緩め候、且遊惰に耽り、志業不_二相立_一趣相聞得候。就ては如_レ此重を受、如_レ此任を負ひ候もの、又如_レ此所行あるべきいはれ無_レ之候へば、屹と御取調の上、彌素志を失ひ、約定に戻り、不_レ可_レ救次第に立到有_レ之候は、速に御差歸し被_レ下候様一同の望處に御座候也。

一、前書と同趣意の草稿である。

明治九年丙子 (五十歳)

二月二十六日、黒田全權等朝鮮に於て日韓修交條約を結ぶ。

三月四日、内田政風、島津久光の同意を得て東京より鹿兒島に來り、隆盛の上京を促せども、隆盛應ぜず、この日返書を出す。

六月二日、明治天皇東北御巡幸にて、この日、東京發御。

七月二十一日、還幸。

七月、有村温泉に赴く。

十月二十四日、太田黒伴雄、島義勇等、熊本神風連の亂あり。

十月二十六日、宮崎車之助、今村百八郎等の秋月の變あり。

十月二十八日、前原一誠等、萩に亂を起す。

此年、地祖改正のため檢地に付き、隆盛は縣當局を勵まして其の事業の完成を望み、直接間接に盡力せり。

内田政風宛

明治九年三月四日(鹿兒島にて)

此節遠路無_(一)御厭_(二)御歸縣相成不_(三)捨置_(四)御相談被_(五)下候儀、千萬難_(六)有奉_(七)存候。就ては東京表の事情逐一御取調相成、挽回の大業に就ては着手の順序等迄丁寧反復御教示に預り得と勘考仕候處、明公大臣の職に被_(八)爲_(九)在、十分御盡力有_(十)之候ても其實效不_(十一)相立、況哉不肖短才の者に於て不_(十二)相適_(十三)儀は明瞭たる譯に御座候。此明瞭たるものを以て其手順を追ひ、再び彈劾致候ても不_(十四)可_(十五)動儀、亦明々白々たる事に御座候。畢章私共素志におひては、唯國難に弊るのみの覺悟に御座候へば、別に思慮無_(十六)之、勿論退去の節今日の弊害を釀來可_(十七)申は見居候事にて、今更可_(十八)驚可_(十九)歎次第に無_(二十)之候得共、其邊は厚く御汲取可_(二十一)被_(二十二)下候。此旨御返答の大略如_(二十三)此御座候。已上。

内田政風殿

三月四日

西郷吉之助

一、内田は鹿兒島縣人で、明治政府に仕へて石川縣令となつてゐたが、八年三月その職を辭し

て島津家の家職となつた。

明治六年の末、西郷隆盛等が辭職して歸國したに反して、島津久光が上京し、七年四月には左大臣に任ぜられ、征韓論の分裂後、政府に在つて、いろ／＼建策したが、政府部内に容れられず、遂に八年十月、左大臣を辭した。

政風は、かうした當局の事情と天下内外の形勢を深く憂へ、久光の諒解を得て、九年二月下旬、鹿兒島に歸り、隆盛の再起を促した。それに對して答へたのが、この書である。西郷に面談した前後の事情を、政風自ら手記したものであると、次のやうな次第になつてゐる。

二月二十八日、西郷が歸宅したといふ通知に接したから（最初に訪ねたら留守であつたのだらう）訪ねて行つたところ、從弟の大山成美が死去したにつき、そちらへ參つて不在であつた。それで二通の再起勸告書を届けておいて、三月一日午前九時までに參上するから、そのうちに御一覽ねがひたいと申し入れて歸つた。そして約束の日時に訪問して對談したが、西郷は政府當路の大官が力を盡してゐることであるから、自分の如きが今更出る道ではない自分はたゞ國難に斃れる覺悟を持つてゐるだけであると言つたやうな應待であつた。政風も隆盛の性質を知つてゐるゆゑ、強ひて論ずることをせず、とにかくこの使は國家の一大事と考へたので、口答では後日に誤解などあつてはならぬから、その返答を書面に認めてもらひ

たいと申述べて歸つた。すると隆盛は四日の午後四時頃、自ら答書を政風の家まで持參した。これが本書である。

一、政風からの書面に、東京の事情は詳しく書いてあつたのである。

三、賢明な島津久光公が左大臣の職にあつて云々。

四、政府の施政を批難しても。

五、六年末、辭職退京の節。

大山 巖宛

明治九年三月二十八日

(東京より
鹿兒島へ)

郵便より御遣しの御紙面相達し候處、懸ケ隔たる事は尙又相驚く譯にて、御愁傷の次第御尤至極に御座候。其後次郎御差下にて具に拜承いたし候。石塔の儀も直様建立致し、其形なり共次郎え爲見候て差登候は、可宜との趣、誠之助様より承候得共、五十日も不_二相立_一いまだ御祭祀も無_レ之事情間、相濟候上にて可_レ宜段申置候間、左様御納得可_レ被_レ下候。入棺等の節も私共兄弟手傳いたし、十分にいたし候間、其

邊の儀は御安堵可_レ被_二成下_一候。跡家内の儀は幸ひ誠之助様御留守の事に御座候へば、何も御懸念は無_レ之候。私共にも時々罷出て色々御談合もいたし候故、少しも御案じ被_レ下間敷候。何か御相談不_二申上_一候て不_レ叶儀も御座候節は、不_二差置_一申上候様可_レ致候付、決して御過慮に不_レ及候。此旨任_二幸便_一荒々如此御座候。以上。

三月二十八日

吉 之 助

巖 様

・尚々家内の者共染物御願申上候間、何卒度々恐入候得共、宜敷奉_レ願候。私宅にて蠶を飼ひ糸に拵へ候て、山田壯右衛門え相頼織方いたし候ものに御座候。立派羽_(五)二重出来申候。

一、その頃東京にゐた大山巖より、彼の兄大山成美(ちやうど一ヶ月前の二月二十八日に死去した)の後事に就いて心配して來たのに對して送つた返書である。成美はまた隆盛の妹お安の婿であつた。

二、次郎は、巖からわざ／＼よこした使である。

三、巖の弟、後に隆盛の女お菊これに嫁す。(三三四、三三五頁参照)

四、誠之助が留守番をしてゐるから、心配ないといふのである。

五、西郷夫人自ら蠶を飼ひ、糸を製して、織方だけは山田壯右衛門に頼んだといふ羽二重である。それを東京で染めてもらひたいとの依頼である。

池上四郎宛

明治九年四月十五日

(栗野岳温泉より
鹿兒島へ)

十二日付の御紙面、今晝相達難_レ有拜誦仕候。陳ば御不快の由、全_レ不_レ奉_レ存、直様湯治に參候處、甚_ナ以_ナ不念の至、御海恕可_レ被_二成下_一候。乍_レ然最早御快方の段奉_二恐賀_一候。扱副長の儀餅原氏御見立被_レ下候由、餘程可_レ宜と奉_レ存候間、何卒篠原兄え御談合被_二成下_一候て、御取計可_レ被_二成下_一候。何も意存無_二御座_一候。當地の温泉場初て參候處、霧島山の後に半腹に御座候處、餘程景氣も宜敷、湯治人は案外多人數に御座候得共、皆田舎人のみにて少しも氣に障り候事も無_レ之、全く仙境に御座候。日々遊山にて相暮し申候。今暫は罷在賦に御座候間いづれ拜眉を致し、縷々御咄承可_レ申、此段早々御禮答迄、如此御座候。頓首。

四月十五日

西郷吉之助

池上四郎様

一、栗野岳の半腹にある温泉に入浴中、池上から来た書面に對して返事したものである。
二、餅原正之進を副區長に推薦したいとの相談に對して、賛成したのである。しかるに、その後餅原は、廣瀬喜左衛門に代つて加世田區長となつてゐる。廣瀬が辭職したので、評議が變つたのであらう。

三、篠原國幹で、私學校の監督である。

四、栗野岳は海拔二千五百尺、霧島山脈の中である。その温泉は山腹にあつて、景色（景氣）のよいところである。

能吏表彰申請書

明治九年

阿多中津野村在役

東園市右衛門

右は貳拾餘年在役相勤、兼て衆民の爲に心力を盡し、村中惰農の者におひては、得

と道理を以誘導し、終に勤農に立到らしめ、或貧民に於ては可延立趣法を相授、補助いたし候のみならず、災殃の節に臨如何共難致時期罷成候付、奮然自ら興起して救助の方法を申立、依之艱厄を免しめ、或は水面豫防方に付ても、人民の災害を蒙らしめざる様兼て注意いたし、村中の爲めに心を盡し候次第、一統感服いたし居候者に御座候處、此度地所御改正に付、後來の景况觀察いたし候得ば、各自の所有物と相成候ては、臨時の物故毎々賣却いたし、地面は盡く富者の有と相成、窮者益困苦に陥り、不可救の勢ひに成行、終には路頭惑ひ流離散亡の者不少、此時に臨如何程的策有之候共、可救歸道更無之候付、土地を離悲慘の場に至しめざる趣法、今日不相設候ては不相濟と存當り候付、得と及勘考候處、いづれ村中の協議に在りと思惟し、後來の利害得失を詳に解き明し候處、皆々悦服いたし候付、外村々へも及協議候處、一統感服いたし、共有の定約屹と相結候場に至候儀、專市右衛門の誠心の致す所に御座候。當時は却て目前の利に惑ひ、地面を争ひ候處、右等人民の爲相盡候儀、實難默止次第御座候間、何卒御褒賞被爲在度、左候へば約定におひても、益堅固に相成、永久恩澤を蒙り、一同安堵可仕儀と奉存、此

段申上候也。

- 一、區長餅原正之進に代つて、阿多郷中津野村の東園市右衛門といふものを表彰せられんことを、縣令に上申した案文である。
- 二、市右衛門の善行をいろいろ列擧し、特に地所改正檢地の際、從來の公田即ち門(部落)全體に割り與へられてあつた土地を、現在の耕作人の個人持ちにしてしまつては、將來面白からざる結果を生ずべきを以て、やはり共有地として置かうといふことを發議し、その通り決したことを、褒賞して頂きたいとの申請である。

明治十年丁丑 (五十一歳)

一月二十四日、明治天皇、京都及び奈良縣へ行幸。この日、東京發御。

一月二十九日、以後數日にわたり、私學校の生徒、鹿兒島に在る軍部保管の火藥庫及び火藥製造所を襲ひ、彈藥を掠奪す。時に隆盛は大隅の小根占にあり、四弟小兵衛急行し來りて鹿兒島の不穩を告げ、歸宅を促す。

二月三日、武村の邸に歸る。桐野利秋、篠原國幹等來訪し、政府陰謀の事實を告げて決意を促す。

二月七日、私學校の徒を率ゐて東上し、以て政府の非行を問責せんことを、大山縣令に告ぐ。

二月九日、海軍大輔川村純義、鹿兒島に來りて西郷に會見せんとせしも、私學校の同志等、川村の座乗せる高雄丸に迫り、遂に果さず。

二月十五日、前軍出發す。

二月十七日、桐野・村田と共に後軍を率ゐて鹿兒島を發し、大口街道より肥後へ向つて進軍す。

二月十九日、熾仁親王を征討總督に任じ、陸軍中將山縣有明、海軍中將川村純義を參軍となし、

薩軍を討伐せしむ。

二月二十一日、川尻に達す。先發隊すでに官軍と衝突し、戦端を開く。

二月二十二日、各隊進撃して、熊本城を包圍す。

三月四日、篠原國幹、田原坂にて戦死の報に接す。

三月八日、勅使柳原前光、鹿兒島に着し、島津久光に臨んで、私學校軍を鎮定せんことを命ず。久光、今となりては、自分の力にては何とも爲し難しとて、局外中立を守るべきを答ふ。

三月十三日、柳原等鹿兒島を發するに際し、縣令大山綱良に隨行を命ず。綱良は屠腹か死刑を覺悟して出發した。

三月二十日、田原坂の嶮壘つひに官軍の手に歸するの報に接す。

四月十三日、諸隊利あらず、二本木の本營を撤し、後退して木山に移す。

四月二十一日、桐野、村田を會し、爾後の戰略を議す。乃ち人吉に後退し、機を見て攻勢に轉ずるに決す。

四月二十二日、村田、池上、別府等と共に、兵二千餘を率ゐて矢部を發し、推葉城を経て、人吉に着す。

五月二十九日、形勢利あらず、ために人吉を去つて宮崎に赴く。

七月三十日、佐土原、廣瀬に轉じ、更に高鍋に退却す。

八月二日、延岡に移り、次で熊田に轉ず。

八月十四日、和田峠に至りて諸隊を指揮す。

八月十五日、永井村に據る。官軍來りて包圍す。よつて諸隊長を會し、包圍突破の議を決す。

八月十七日、決死の士五百餘人を率ゐて可愛嶽の嶮を突破し、長驅して鹿兒島に向ふ。

九月朔日、鹿兒島に入る。

九月六日、城山の土窟に移る。

九月二十二日、河野主一郎山野田一輔の兩人、官軍に使せんと請ふ。隆盛その自由に委す。なほこの兩名が官軍に向ふ理由を各隊に告げて、決死の覺悟を促す。

九月二十四日、拂曉、官軍一齊に城山に突入す。隆盛洞窟を出で、輿に乗つて部下を督勵してゐたが、たま／＼敵彈を受け、遂に別府晋介をして介錯せしむ。桐野、村田等皆自刃して、城山陥落す。

大山綱良宛

明治十年二月（鹿兒島にて）

拙者共事、先般御暇の上非役にて歸縣致居候處、今般政府え尋問の筋有之、明〇〇
當地發程致候間、爲御含此段届出候。尤舊兵隊の者共隨行、多數出立致候間、人
民動搖不致様、一層保護及御依頼候也。

明治十年二月

陸軍大將 西 郷 隆 盛
陸軍少將 桐 野 利 秋
陸軍少將 篠 原 國 幹

縣令 大 山 綱 良 殿

一、いよく私學校の徒を率ゐて鹿兒島を出發するに際し、縣令に届出たものである。しか
し、その内實は縣廳の方で依頼を受けて文案を作成し、届出での形式を調べたもののやうで
ある。故に本書は隆盛の自筆ではない。出發の日が決してゐないので〇〇としてある。

二、政府が西郷暗殺の手段を講じた理由を糺すといふのである。それは、東京から歸つて歸た
中原尙雄等が次のやうな自白をしたからである。

その第一は、私學校の人數(人々)に離間策を用ひ、我方に人數を引入れ、私學校を瓦解
せしめ、動搖の機に乗じて西郷を暗殺し、電報を以て東京に告げ、陸海軍併せて攻撃に及び、

私學校の人數を全滅せしめようとの議を決して歸郷したこと。

次には、川路大警視から、萬一鹿兒島暴動の機に至らば、西郷に對面し、刺違へるより外
仕方あるまいと聞かされてゐたこと。

その上、また、二月十一日、野村綱が東京から鹿兒島に歸り、縣廳に自首して、中原等の
自白を裏書きするやうなことを陳述した。よつて、私學校の徒は、大久保内務卿、川路大警
視の態度に憤激し、決然、立ち上つたのである。

三、私學校の生徒は、もと近衛の兵隊であつたものが多い。

(一)
谷 干 城 宛 明治十年二月十五日 (鹿兒島より
熊本へ)

拙者儀、今般政府へ尋問の廉有之、明後十七日縣下發程、陸軍少將桐野利秋、陸軍
少將篠原國幹、及舊兵隊の者共隨行政候間、其臺下通行の節は、兵隊整列指揮を可
被受、此段照會に及候也。

明治十年二月十五日

陸軍大將 西 郷 隆 盛

熊本鎮臺司令長官

一、谷少將は、熊本鎮臺司令長官であつた。それに對して、明後日鹿兒島を發して上京するが、熊本通過の際は、兵隊を整列せしめて、自分の指揮を受けるやうにといふので、いかにも司令長官に對して無禮な文面であるが、これは隆盛の作成したものではないことが、次の書によつて明らかになつた。

二、前軍は十五日に出發し、他の部隊は十六日、十七日と續いたのである。

今藤 宏宛

明治十年二月十六日(鹿兒島にて)

先刻御引合相成候肥後鎮臺え掛合の一條、縣廳間違にて掛合いたし候儀を申分り、^(三)早々御取消可_レ被_二成下_一候。^(四)彌御掛合相成候は、何分爲_二御知_一可_レ被_二下_一候。其邊又々間違候ては、先鋒の兵隊如何の事變に及候哉も不_レ被_二知_一候付、爲_レ念又又申進候以上。

二月十六日

西郷 吉之助

今藤 宏様

要用詞

一、學者として聞えてゐるが、鹿兒島縣第一課長をつとめ、縣令大山綱良の政策を助け、文案のことを掌つてゐた。隆盛もこの人を重んじてゐた。

二、はじめ、西郷は、いよ／＼鹿兒島を出發するに際し、上京沿道の府縣や、鎮臺へ通知する文案を、自分の方で作つて差出すから、縣廳でよろしく取計つて呉れるやう大山縣令と約束してあつたのだが、その文案が届かぬうちに、今藤が勝手に作つて發送した後に、かうしたものを發送したと、その草案を見せたのである。ところが、それは、隆盛の意と大いに反したものであつた。

三、縣廳の間違で、あのやうな書を差出したので、西郷の意ではないことを、よく分るやうに早速取消してくれとのことである。

四、取消しをしたら、そのことをまた自分に知らせてくれるやうにと念を押したのである。

五、前書の文面を非常に苦にしてゐる心事が伺はれる。熊本鎮臺下を通過するに當り、兩軍が衝突することは、あらかじめ覺悟の上ではあるが、かうした挑戰的な照會狀を送つたことは、名分上から、残念に思つたのである。

六、この手紙を今藤に送つてからも、隆盛はなほ安心できず、つゞいて縣令大山にも使を出して、先刻の熊本鎮臺への取消状はもはや差出されたかお知らせ願ひたいと問合せてゐる。

(二) 大山綱良宛

明治十年三月二日

(熊本より
鹿兒島へ)

此節登京の儀に付、各縣え御布達相成候一書、野村等の口供相添五拾部早々御遣被下度御願申上候。諸縣より何等の趣意か承度との儀を以申立て來候もの不_(三)少、縣々におひては口供は諸人に不_(三)示、本書のみ布告いたす向に御座候。筑前、筑後邊蜂起の様子に被_(五)相聞、大阪は土州より突出、最早や攻落し候風評も御座候間、直様探索人差出置申候。此旨忽卒奉_(三)得_(三)御意一候。頓首。

三月二日

西郷吉之助

大山格之助様

一、熊本春日神社の境内に置きし薩軍の本營から、鹿兒島縣廳の大山縣令に送つたものである。

二、西郷たちが上京することを、大山から各府縣に通知した書である。それには中原、野村等の口供書を添へてあつた。それを五十部ばかり、陣中へ送るやうにとのことである。

三、各縣にては、大山からの通知書の本文のみを民衆に示して、口供書を示さないの、方々から、出兵の趣意を問合せて來るものが少くなかつた。

四、筑前筑後に同志が蜂起した噂を聞いた。

五、大阪は土州の同志が突出して、もはや攻落したといふ風評(事實はそのやうに薩軍に有利ではなかつた)

(二) 大山綱良宛

明治十年三月五日

(熊本より
鹿兒島へ)

福島勇七到着にて長崎表の事件委敷承知いたし候。然處長崎縣より征討の電信を以御達の趣有_(三)之、御承知の段御受書被_(三)差出_(三)候趣相見得候付、幸の事候間、長崎縣え御託し相成、征討將軍宮様え別紙御差出被_(七)成下_(七)度御願申上候。乍_(六)此上_(六)宮を押立來候は、打居罷通可_(七)申候付、何卒右の御計乍_(七)御手敷_(七)宜敷奉_(七)願候。此旨早々福

島氏歸縣爲致候也。

三月五日

西郷吉之助

大山 綱 良 様

- 一、熊本の薩軍本營から、鹿兒島縣廳に送つたのである。この頃は田原坂の激戦で、彼我の攻防最中であつた。
- 二、福島房七は大山縣令からの使者で、長崎表の事件を知らせて來たのである。
- 三、長崎表の事件といふのは、二月二十日に、長崎縣茂木村で、薩人平岡八郎太夫、福永直之丞等十餘人が捕縛されたことを指すものである。平岡等は、或る使命を以て長崎へ潜行してゐたもののやうである。
- 四、長崎縣から征討のことにつき電信で御達しがあり、承知の旨の受書を出された様子であるのは幸であるから、
- 五、長崎縣へ託して、征討將軍官へ別紙を差出したいといふのである。
- 六、征討將軍官は有栖川宮熾仁親王である。
- 七、別紙は大山綱良の名を以て、隆盛上京の眞情を述べた出兵理由書である。(次の書)
- 八、福島に託して、鹿兒島へ歸縣させるとの意である。

(C) 征討將軍官宛

明治十年三月 (熊本にて)

今般陸軍大將西郷隆盛等、政府え尋問之次第有之出發致し候處、熊本縣は未前に廳下を焼拂、剩川尻驛迄臺兵押出し及砲撃候故、終に戦端を開候場合に立至候。然處去る九日には征討の嚴令を被下候由、畢章政府に於ては隆盛等を可暗殺旨官吏の者に命じ、事不成内に及發露候。此上は人民激怒可致は理の當然に可有之、只激怒の形勢を以征討の名を設けられ候ては、全征討をなさん爲め暗殺を企人民を激怒なさしめて罪に陥れ候姦謀にて、益政府は罪を重候譯にては有之間敷哉、乍恐 天子征討を私するものに陥り、千歳の遺憾此事と奉存候。殊に萬國に被對何等の名義相立可申哉、譬へ政府に於て當縣の人民は誅鋤し盡さるとも、必天地の罪人たるは疑なく候得ば、先づ政府首謀の罪根を被相糺、其上縣下の人民暴激有之候は、如何様共嚴罰可被爲在御事と奉存候。此時に當り、閣下 天子の御親戚に被爲在ながら、御失徳に不立至様、御心力を可被盡處、却て征討

將軍として御發駕相成候儀、何共意外千萬の仕合に御座候。就ては天に事ふるの心を以、能御熟慮被爲_レ在、御後悔無_レ之様、偏奉_二企望_一候。因て口供相添進獻仕候。誠恐頓首。

征討將軍宮様

大山 綱良

一、大山綱良の名を以て、西郷隆盛が出兵の理由を、征討總督有栖川宮熾仁親王に上申する文案である。熊本陣中にて隆盛自ら起草したもので、彼が出師の理由を天聽に達し、また、天下後世に明らかにしておきたいといふ考から筆を執つたものであらう。

二、中原、野村等の口供書である。

312

大山綱良宛

明治十年三月十二日

(熊本より
鹿兒島へ)

追田隆藏外一名御遣被_レ下、來船の次第承知致候。下拙、事柄分兼候得共、敵方策も盡果候て、調和の論に落候か、畢章敵方に於て熊本籠城に相成候ては、各縣蜂起可

レ致に付、全力を熊本に相盡、猶是事破候は、もう無_二致方_一、それ切とて策不_二相立_一候儀儘に聞得候に付、即彼の策中に陥り、此籠城を餌に致、四方の寄手を打破候得ば、此處にて勝敗相決可_レ申、地の形と云人氣と云其所を得候に付、我兵を一向此處に力を盡候處、既に戦も峠を切り通し、六七分の所に討付申候。今哉孟賁あり共再戰勢を守返すの期有_レ之間敷、餘程敵の兵氣も挫け候に付、少し此間に息を休め、油斷爲_レ致候て又一策廻し候目算に相違無_二御座_一候間、決して狸にたまされざる儀肝要の事に御座候。征討總督の令出候間差上置候。全く暗殺は打消し候趣、合戦を幸と申候旨に相見へ、可_レ惡の巧に御座候。然上は何分曲直分明ならざれば鎮撫もへちまも無_レ之、斷然條理に不_二相戾_一候處、御盡力可_レ被_二成下_一候。最初より我等に於ては勝敗を以て論じ候譯にては無_レ之、元々一つ條理に斃れ候見込の事に付、能々其邊は御汲取可_レ被_レ下候様、偏に企望致候也。

313

三月十二日

西郷吉之助

大山 綱良様

追啓、別紙當縣の兵隊協同隊より探偵差出候處、探得候形行申出候に付、差上申

候。大概四方の模様も同様に御座候。久留米、柳川、肥前邊よりは追追報知有之候。

一、縣令大山綱良から、鳥津久光へ勅使が遣はされたことを報じたのに對する返書で、熊本方面の戦況をも書いてある。

勅使柳原前光は、陸軍中將黒田清隆、海軍少將伊東祐磨等を従へ、三月一日神戸を發し、八日に鹿兒島灣に入つた。十日、柳原は鳥津久光邸に臨み、勅書を傳へて暴徒鎮壓のことを論じた。また、柳原は、鹿兒島を發するに際し、大山縣令に、隨行して上京すべきことを命じた。隨行とはたゞ鹿兒島縣人の動搖を防ぐための策略で、その實は初めから捕縛するつもりであつた。綱良も死を覺悟して、十三日、勅使に従つて鹿兒島を發した。それゆゑ、隆盛のこの書は、綱良の出發までには届かなかつたことであらう。

二、柳原一行の來船を、大山は直ちに隆盛に知らせたのであつた。

三、征討總督からの討伐令が手に入つたので、それを綱良に見せやうとしたのである。それには、暗殺のことは打消してあるとのこと。

四、隆盛の心事である。

(1) 河野主一郎宛

明治十年三月二十八日

(二本木より
木山へ)

(三) 八代口の方一向埒明不申候處、昨日縣元より前田一介と申人到着相成邊見別府杯(三)より書狀參申候。千五百餘の兵を引て球摩(三)に出、山中より八代(三)え突込候策を設、一手は海手より相廻候趣に御座候。大概今日共は八代(三)え相掛候期日に御座候。縣元(四)の處も餘程振起し、當時は一日にハトロンは四萬五千發、雷帽子は三萬發づゝは出來候段も申來候。針打玉の器械も又々取起、是も五百發づゝは出來候由に御座候。諸郷には別段に玉彈を拵へ、鹽硝も球摩にて千樽到着の報知昨日相達申候。將又同時延岡並佐土原(五)の兵隊相著し居候趣、相聞候間、彈藥等の爲、先球摩え控居候様申遣置候。御賢兄様にも邊見杯御同行の段申來候。此旨荒々任(五)幸便(五)形勢爲(五)御知(五)申上候也。

三月二十八日

西郷吉之助

河野主一郎様

要 用

- 一、薩軍本營に達した情報を、部隊長河野に知らせたものである。
- 二、この頃、官軍八代に上陸し、薩軍輸送の途を絶つたので、薩軍はまたその背後を突き、熊本の薩軍と挾撃して、敵を潰滅する計畫を立てたが、この計畫がはかばかしく進まなかつたのである。
- 三、熊本方面の戦闘が次第に激烈となり、薩軍も死傷が多く、兵員彈藥が缺乏しかけたので、別府晋介、邊見十郎太、淵邊群平、深見有常等相前後して鹿兒島にかへり、募兵と製彈のことに盡力したが、折しも勅使柳原前光の滞在中で、市内では思ふやうに準備が出来なかつたので、地方に出て、千五百名餘を募集した。それを二手に分けて八代へ押寄せるとの情報があつたのである。
- 四、製彈の狀況報知である。
- 五、河野の兄半藏である。半藏は十年二月に、三等警部に任命せられ、中原尙雄等を糺問し、十年役起るや、薩軍のために大小荷駄方、後に本營附傳令使となつて盡力した。

③ 木山本營宛

明治四年四月二十三日

(人吉より
木山へ)

當地へ昨日到着致候處、別府氏儀は足の銃瘡にて未だ快癒に至らず候得共、是非戰場に出懸指揮致度、若し不振候はゞ、死して以て衆兵を勵し申度との趣意、深切に相立候得共、夫丈け血戰相成候共、其の爲め憤勵可致氣合にも無之候付、夫よりは縣元の處、桂氏等一兩人のみにては、何廉届兼候都合も可有之候付、何卒縣元へ罷歸、諸事取締方嚴密手を付貰候方肝要の事と吟味致、今日より歸縣の筋に決定相成申候。就ては本營の處、誰も無之、邊見氏等大きに心配の事候間、何卒河野主一郎當地の本營主任を以御遣給候様偏に希候。左候て誰にても筆記相調候人相添、御遣可給候。書記役も無之候故、是迄諸方の往復も調兼候譯も爲此之由に御座候間、是又宜敷御見立可被給候。何分にも急速河野氏は御遣可給候。此旨早々及御掛合候也。

四月廿三日

人 吉 本 營

木山本營

一、田原坂の戦以後、薩軍の形勢やゝ不利に陥つたので、四月二十二日、本營を人吉に移した。この書は人吉本營附の別府晋介が負傷したので、これを歸國せしめて、軍需方面の取締をさせることになつたので、その代りに河野主一郎を遣はして欲しいと、木山本營に依頼してやつたのである。

二、桂久武が銃後の世話をしてゐるのである。

各隊長宛

明治十年八月六日(日向美々津にて)

各隊盡力の故を以て、既に半年の戦争に及び候。勝算目前に相見得候折柄、遂に兵氣相衰、終に窮迫餘地なきに至候儀は遺憾の至に候。兵の多寡強弱におひては差違無之、一步たりとも進んで斃れ盡し、後世に醜辱を残さざる様御示教可給候也。

八月六日

西郷吉之助

各隊 長宛

一、薩軍は次第に退却して、人吉から日向の宮崎に移り、高鍋に移り、美々津に移り、延岡に移り遂に八月十四日、長井村に移つた。この各隊長への指令は、美々津に於ける兩軍の接戦開始の當日に認めたものである。

二、薩軍の苦境が察せられる。

三、決死奮戦を激励したのである。

深見有常宛

明治十年九月二日

(鹿兒島より川内へ)

今日鹿兒島え突入候處、案内兵數も相少、舊御厩屋跡は直に乗取候處、金藏下肝付家え臺場を設、防戦いたし候得共、勢ひ餘程相衰候次第に候間、早々打破り、鹿兒島表突出被給候様有之度、尤慥成説にては無之候得共、御方の手勃興の趣相分候付、態と爲御知旁如、此御座候也。

九月二日

西郷吉之助

深見有常殿

一、深見は元大學南校の佛語教授であつたが、六年、隆盛に隨つて鹿兒島に歸り、私學校の教師として育英事業に盡してゐた。

二、薩軍は長井村に包圍されてゐたが、最後の勇を奮つて、八月十八日、可愛嶽を突破し、九月二日、鹿兒島に歸つた。

三、鹿兒島は六月二十四日、既に官軍が占領してゐたが、その兵數が案外に少なかつたので、占領地區を直に乗取つたといふのである。

四、そちらの方面では募兵有望と聞いたので、態々この書を送つて鹿兒島への歸着を知らせ、來援を求めたのである。深見は十年役の當初から専ら後方勤務に服し、川内地方で募兵と軍資調達をしてゐたが、官軍が鹿兒島を占領したので、そのまま川内に潜伏してゐた。しかるに隆盛からの此の書に接し、同志と共に走り會せんとして、久見崎で官兵に捕へられた。

(一) 募兵依頼狀

明治十年九月五日 (鹿兒島城山より薩摩宮之城へ)

一昨日以_レ廻文_二及_二御達_一置候通、有志の面々は早速驅付相成候様との事に候間、自然御繰出相成候事とは相考候得共、尙又及_二御通知_一候間、隣郷等え御談合有_レ之、有

志の者は一緒に御出發可_レ有_レ之候。路筋等の儀は瀬戸口林太郎能存居候付、同人御列越相成候へば子細無_レ之候。此段分て及_二御達_一候也。

九日五日

本

營

(二) 宇都宮幸藏殿

平田公助殿

大磯彦六殿

一、城山籠城中、諸方に廻文を發して、募兵を勧誘したのである。

二、この三人は薩摩宮之城村の有志であつた。

(三) 各隊宛

明治十年九月二十二日(鹿兒島にて)

今般、河野主一郎、山野田一輔の兩士を、敵陣に遣はし候儀、全く味方の決死を知らしめ、且つ義舉の趣意を以て、大義名分を貫徹し、法廷に於て斃れ候賦に候間、一統安堵し、此城を枕にして決戦可_レ致候に付、今一層奮發し、後世に耻辱を残さ

る様に覺悟肝要に可_レ有_レ之候也。

九月二十二日

西郷吉之助

各隊御中

一、官軍は九月二十四日を以て、城山を總攻撃せんとし、薩軍の運命もいよく迫つて來た。そこで諸隊長等相議して、隆盛を救はんとし、河野主一郎、山野田一輔を使節として官軍の本營に赴かしめた。その出發に際し、彼等は隆盛の許可を受けに來たが、先生を救ふためだとは一言もいはなかつた。隆盛は兩士が城山を出た後で、諸隊長を集め、この書を示し、兵隊一同へも傳へしめた。隆盛が兩隊長を軍使として敵陣に遣はしたのは、あくまでも舉兵の本旨を申し開き、大義名分を主張させ、法廷で争はせるつもりであつた。それ故、この兩人を出發させた後で、隆盛自らの決意を一同に示し、いさぎよく決戦するやうにと、最後の覺悟を促したのである。

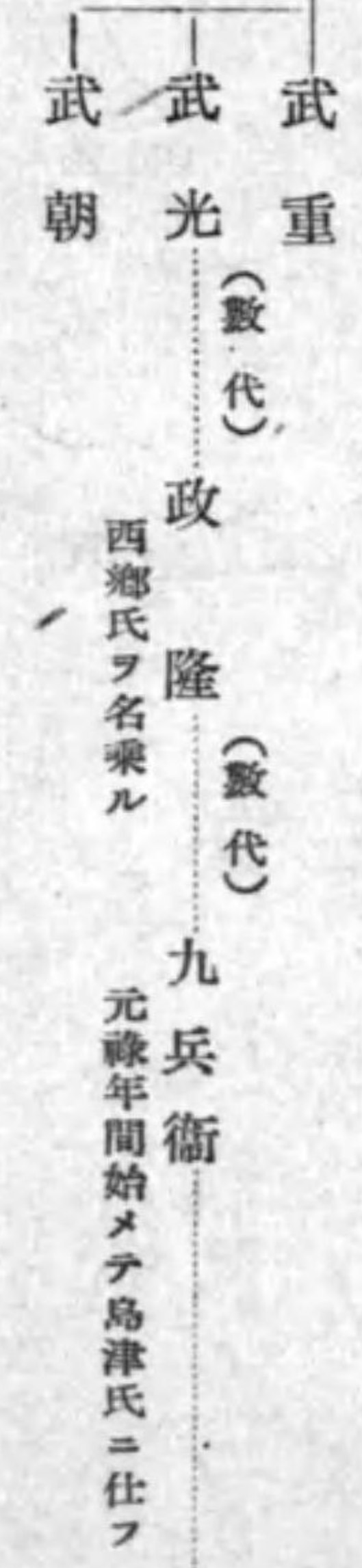
これが南洲翁の絶筆である。

附録

西郷家系圖
西郷隆盛年譜

西郷家系圖

菊池武時



九兵衛ヨリ八代目

龍右衛門

吉兵衛

勘定方小頭

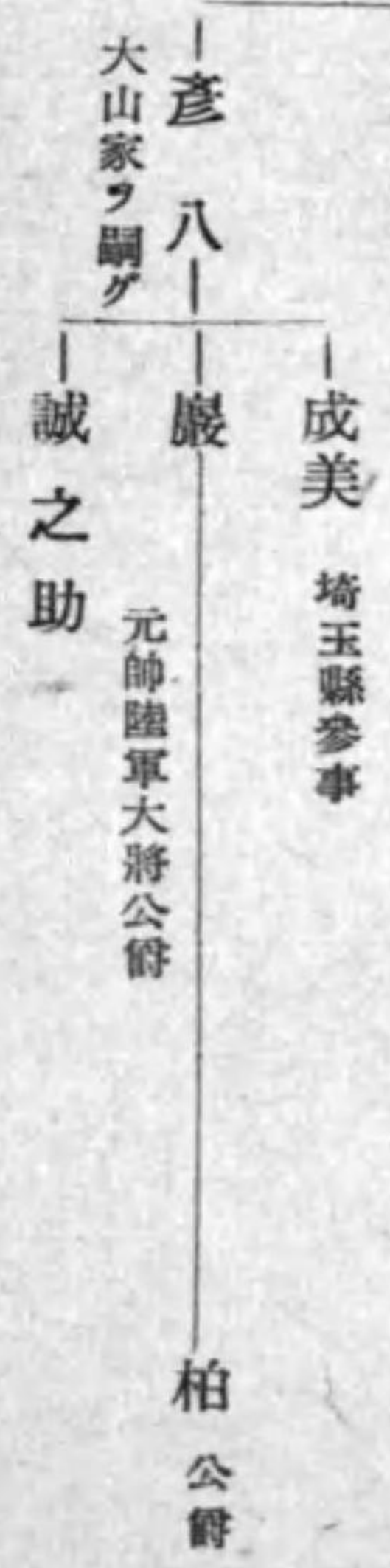
始メ九郎ト稱ス

九兵衛

元祿年間始メテ島津氏ニ仕フ

吉之助

隆盛 贈正三位
母ハ推原氏政子



隆盛 贈正三位
母ハ推原氏政子

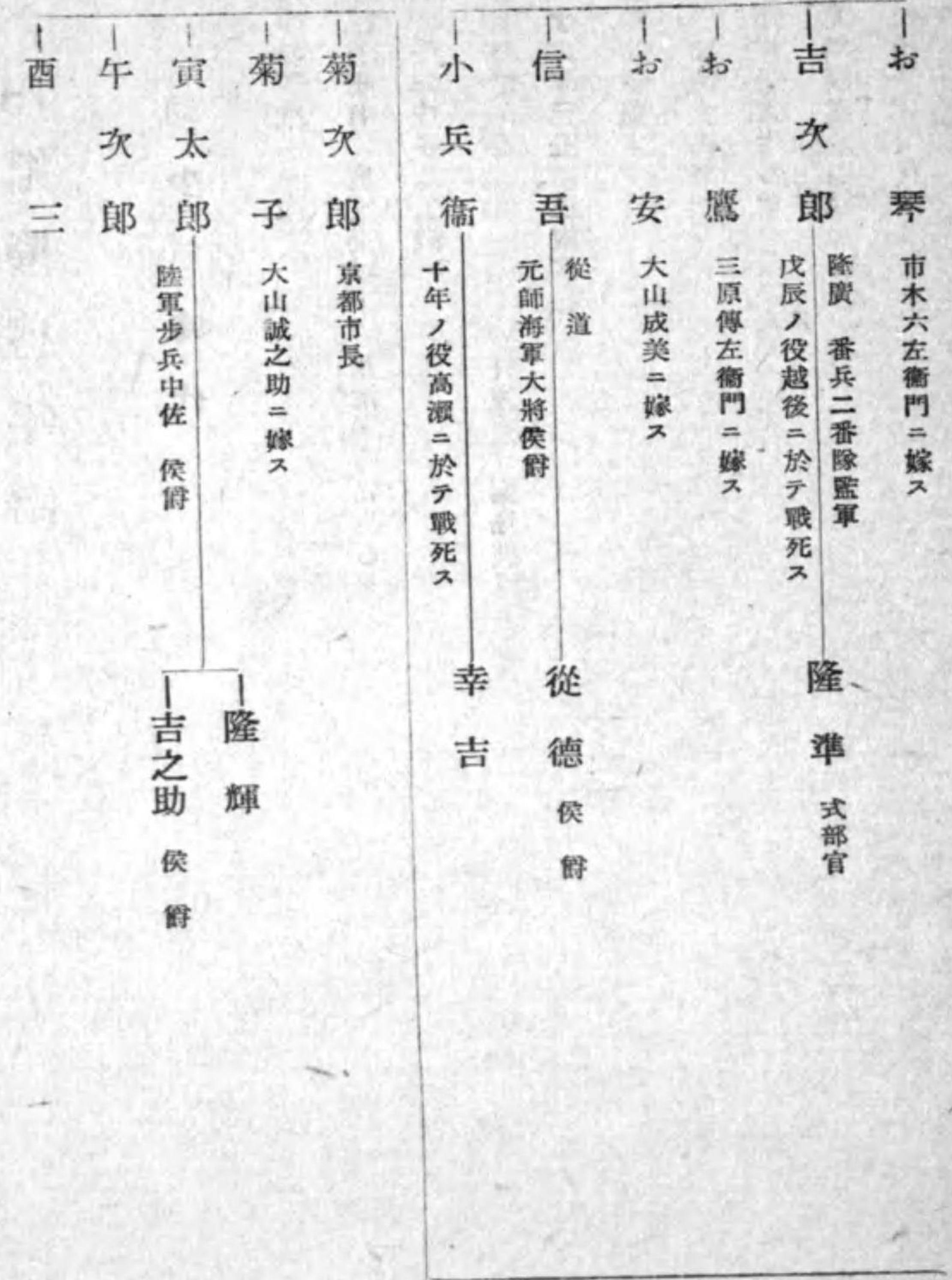
彦八

巖

成美

誠之助

柏公爵



お 琴

市木六左衛門ニ嫁ス

吉次郎

隆廣 番兵ニ番隊監軍
戊辰ノ役越後ニ於テ戦死ス

隆準 式部官

お 鷹

三原傳左衛門ニ嫁ス

お 安

大山成美ニ嫁ス

信 吾

從道
元帥海軍大將侯爵

從德 侯爵

小兵衛

十年ノ役高瀬ニ於テ戦死ス

幸吉

菊次郎

京都市長

菊子

大山誠之助ニ嫁ス

隆輝

寅太郎

陸軍歩兵中佐 侯爵

吉之助 侯爵

酉次郎

陸軍歩兵中佐 侯爵

西郷隆盛年譜

幼少年時代

文政十年丁亥（一歳）

十二月七日、鹿兒島城下、加治屋町に生る。

文政十一年戊子（二歳）

松平春嶽、伊地知正治、吉井友實、副島種臣生る。

文政十二年己丑（三歳）

松平定信薨す。

江戸に大火あり。

武市半平太生る。

天保元年庚寅（四歳）

吉田松陰、大久保利通生る。

天保二年辛卯（五歳）

安治川口を浚ひ、天保山を築く。

天保三年壬辰（六歳）

頼山陽歿す。

天保四年癸巳（七歳）

松本覺兵衛に就きて學ぶ。

弟吉次郎生る。

唐澤眞臣、秋月種樹生る。

天保五年甲午（八歳）

江戸に大火あり。

水野忠邦老中となる。

天保六年乙未（九歳）

月照成就院に住す。

坂本龍馬生る。

天保七年丙申（十歳）

諸國に飢饉あり。

天保八年丁酉（十一歳）

外國船撃攘令下る。

三條實美生る。

大鹽平八郎兵を大阪に挙げ、破れて自刃す。

天保九年戊戌（十二歳）

無參禪師福昌寺に住す。

天保十年己亥（十三歳）

藩の學館聖堂に入る。歸途右臂に負傷す。

高杉晋作、後藤象次郎生る。

天保十一年庚子（十四歳）

光格天皇崩御。

清國にて阿片戦争起る。

青年時代

天保十二年辛丑（十五歳）

元服。

水野忠邦節儉の令を下す。

高島秋帆に西洋兵式を講せしむ。

渡邊華山自刃す。

天保十三壬寅（十六歳）

琉球入貢す。

清國媾和す。英國阿富汗を取る。

天保十四年癸卯（十七歳）

弟信吾（後の從道）生る。

香川景樹、平田篤胤歿す。

弘化元年甲辰（十八歳）

藩の郡方書役助となり、郡奉行迫田太次右衛門の配下に屬し、後に森新藏の配下に轉じて地方を巡回す。後、書役に昇進。二十七歳まで郡方奉行の下に勤務す。

弘化二年乙巳（十九歳）

學習院を京都に建つ。

十一月朔日、太刀流を大山後角右衛門に學ぶ。

弘化三年丙午（二十歳）

正月二十六日、仁孝天皇崩御。

二月十三日、孝明天皇踐祚。

郡奉行大野五右門に屬す。

弘化四年丁未（二十一歳）

父九郎、板垣與右衛門より田地購入の資金を借る。隆盛同行す。

嘉永元年戊申（二十二歳）

米船蝦夷に漂着す。

佐久間象山洋式野戰砲を造る。

嘉永二年己酉（二十三歳）

十二月、藩の志士近藤隆左衛門、高崎五郎右衛門、山田一郎左衛門等、君側の姦を除かんとし、て事發覺し、處刑せらる。隆盛これを聞き大いに憤激す。

嘉永三年庚戌（二十四歳）

三月、赤山靱負、高崎等の餘黨として自刃を命ぜらる。隆盛、父より赤山の壯烈なる最後の狀を聞き、かつ父の持歸りたる赤山の血衣を見て、深く決するところあり、奮然として先輩志士の精神を繼承し、藩國を救濟せんことを念願す。
弟小兵衛生る。

佐藤信淵、高野長英歿す。

嘉永四年辛亥（二十五歳）

藩主島津齊興の後を繼いで世子の齊彬が薩摩守となる。隆盛大いに喜ぶ。
伊藤猛右衛門に就きて陽明學を修む。

無參老師に參禪す。

嘉永五年壬子（二十六歳）

九月二十二日、（新曆十一月三日）明治天皇御降誕。

九月二十七日、父吉兵衛歿す。

十一月二十九日、母政子歿す。

有村俊齋、大山正圓、樺山三圓等の東上を送る。

英國緬甸の諸地を取る。

嘉永六年癸丑（二十七歳）

有村、樺山より東上を促し來る。よつて明春、藩主の参勤に従つて江戸に行くことを約す。
徳川家慶薨じ、家茂將軍となる。

四月、米國水師提督ペリー琉球王城に入り、六月三日、浦賀に來る。

七月十八日、露國水師提督プーチヤチン軍艦四隻を率ゐて長崎に入る。

隆盛、藩政上の意見書を提出し、藩主齊彬その達見を知る。（以下上巻本文に續く）

歿 後

明治十一年戊寅

五月十四日 大久保利通刺殺さる。（年四九）

板垣退助等、自由民権論を唱ふ。

明治九年一月一日現在の戸籍調査表を發表す。戸數、七二九萬三二一〇戸。人口、三四三三萬八四〇〇人。

明治十二年己卯

八月三十一日、大正天皇御降誕。

十月十三日 川路利良逝く。（年四四）

明治十三年庚辰

一月一日 薩軍生存者により、参拜所（南洲神社の前身）造立せらる。

明治十六年癸未

吉井友實に内旨を傳へさせられ、嗣子寅太郎を海外に留學せしめらる。

七月二十日、岩倉具視薨す。（年五九）

明治十九年丙戌

五月二十三日、伊地知正治逝く。（年五九）

明治二十年丁亥

五月、各國公使と條約改正會議を開く。

十二月六日、島津久光薨す。（年七一）

明治二十一年戊子

四月、黒田清隆内閣を組織す。

七月十九日、山岡鐵太郎逝く。（年五三）

明治二十二年己丑

二月十一日、皇室典範制定、大日本帝國憲法發布。
同日、隆盛の罪を赦して正三位を贈らる。
十二月、山縣有朋内閣を組織す。

明治二十三年庚寅

六月、川口雪逢、西郷邸に歿す。(年七三)
十月三十日、教育に關する勅語下賜。
十一月、第一回帝國議會召集せらる。

明治二十四年辛卯

二月十八日、三條實美薨す。(年五五)
四月二十二日、吉井友實逝く。(年六四)
五月、露國皇太子大津の變あり。
五月、松方正義組閣す。

明治二十七年甲午

八月一日、清國に對する宣戰の大詔下る。
九月十五日、大本營を廣島に進めらる。

明治二十八年乙未

一月十五日、有栖川宮熾仁親王薨去。
四月十七日、下關條約成る。
四月二十三日、露、佛、獨より遼東半島還付を勸告し來る。
十月二十八日、北白川宮能久親王、臺灣にて薨去。

明治三十年丁酉

一月十日、英照皇太后崩御。
八月四日、後藤象次郎逝く。(年六〇)

明治三十二年己亥

一月二十一日、勝安芳逝く。(年七七)
五月、北清事變起る。

明治三十三年庚子

八月十四日、岩下方平逝く。(年七四)
八月二十五日、黒田清隆逝く。(年六一)

明治三十四年辛丑

四月二十九日、皇孫廸宮（今上陛下）御降誕。
十二月、日本赤十字社條例公布。

明治三十五年壬寅

六月三日、嗣子寅太郎、華族に列せられ侯爵を賜ふ。
六月三日、徳川慶喜に公爵を賜ふ。
七月十八日、西郷從道逝く。（年六〇）
八月、愛子大島に逝く。（年六六）

明治三十七年甲辰

二月十日、露國に對し宣戰の大詔下る。
六月、大山巖滿洲軍總司令官となる。
八月十二日、川村純義逝く。（年六九）

明治三十八年乙巳

一月一日、旅順開城。
一月三十一日、副島種臣逝く。（年七八）

三月十日、奉天占領。

五月二十七日、日本海大海戰。

九月、日露平和條約成る。

十二月、韓國統監府設置。

明治三十九年丙午

六月、樺太南半の讓受をなす。

七月、兒玉源太郎逝く。

八月、關東都督府官制公布。

十月二十七日、海江田信義逝く。（年七五）

明治四十年丁未

七月、日韓協約發表。

十月、皇太子嘉仁親王（大正天皇）韓國行啓。

十二月、韓國皇太子來朝。

明治四十一年戊申

十月十三日、戊申詔書下賜。

明治四十二年己酉

十月、伊藤博文ハルビンにて狙撃せらる。

明治四十三年庚戌

六月二十一日、税所篤逝く。(年八四)

八月二十九日、日韓併合。

九月、朝鮮總督府を置く。

明治四十四年辛亥

五月十二日、谷干城逝く。(年七五)

十一月、小村壽太郎逝く。

(明治四十五年)

大正元年壬子

七月三十日、明治天皇崩御。(實算六十一歳)大正天皇踐祚。

九月十三日、乃木希典逝く。

大正二年癸丑

七月、有栖川宮威仁親王薨去。

十一月二十二日、徳川慶喜薨す。(年七七)

参拜所の社殿を改築し名稱も南洲詞堂と改む。

大正三年甲寅

四月十一日、昭憲皇太后崩御。(御年六十五歳)

六月、世界大戦起る。

大正四年乙卯

十一月、即位の大典を行はせらる。

九月、井上馨逝く。

大正五年丙辰

四月十一日、江藤新平に正四位、島義勇、前原一誠に從四位、桐野利秋、篠原國幹に正五位、奥平兼輔、大山綱良、桂久武、村田新八に從五位を贈らる。

十二月十日、大山巖逝く。(年七五)

大正六年丁巳

三月二十三日、黒田清綱逝く。(年八八)

大正八年己未

七月十六日、板垣退助逝く。(年八三)
大正十一年壬戌

一月十日、大隈重信逝く。(年八四)

二月一日、山縣有朋逝く。(年八四)

六月十三日、糸子夫人逝く。(年八〇)

九月、南洲詞堂を南洲神社と改稱し、奉賛會の基礎を固む。

昭和二年丁卯

九月二十四日、逝去滿五十年。

十二月七日、誕生滿百年。

記念祭典並に各種の記念事業行はる。

昭和十二年丁丑

五月二十三日、六十年祭を記念し、鹿兒島城山の麓に、陸軍大將正裝の銅像建つ。

西郷南洲選集 下卷
出版會承認い430756號



昭和十九年四月十五日印刷
昭和十九年四月二十日發行 (三千部)

定價二圓五十錢
特別行爲稅
相當額十 二錢
賣價二圓六十二錢

著者	谷口武
發行者	森前
印刷者	桐谷網
配給元	日本出版配給株式會社
發行所	讀書新報社出版部

東京都豊町區一番町十五(元國會館)
振替東京一五八三三九
電話九段二七八六・四三一九

日本出版會會員番號第120118號

979
133

終

